

島根原子力発電所 2 号炉

耐津波設計に係る新規制基準への 適合のための方針について

令和 2 年 9 月
中国電力株式会社

新規性基準への適合のための対応方針(1/18)

- 敷地の特徴を踏まえ、津波防護上特に重要と考えられる事項に着目し、新規制基準の要求事項への適合性について設置許可基準規則及び解釈、基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイドの要求事項に照らし合わせて、検討すべき事項を抽出し、適合のための対応方針について整理した。
- 以下に抽出された検討事項の概要、以降に抽出された事項毎の対応方針を示す。また、別添に要求事項に対する適合のための対応状況を示す。

【新規制基準への適合のための検討事項の抽出】

基準津波及び耐津波設計に係る審査ガイド	要求事項(概要)	検討事項	参照頁
3 基本事項 3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等 3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域 3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価 3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価 3.3 入力津波の設定 3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項（水位変動、地殻変動）	●入力津波の設定における考慮すべき不確かさ要因の設定 ●防波壁端部地山の位置付け、健全性確保	1 入力津波の設定プロセス及び結果の妥当性（論点7） 2 津波防護の障壁となる地山の扱い（論点2）	p.2~7 p.2,3
4 津波防護方針 4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 4.2 敷地への浸水防止（外郭防護1） 4.2.1 遡上波の地上部からの到達・流入防止 4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護2） 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護） 4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.5.1 非常用海水冷却系の取水性 4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 4.6 津波監視	●基準津波による遡上波の地上部からの到達、流入防止（防波壁の設置） ●防波壁の種類、施設ごとの構造形式、形状 ●基準津波による取水路・放水路等の経路からの流入防止（1号炉流路縮小工等の設置） ●重要な安全機能を有する施設の浸水評価 ●漂流物に対する取水口、取水路の通水性確保	3 防波壁の構造成立性（論点3,4） (1)防波壁の種類、構造形式及び形状 (2)液状化検討対象層への対応 (3)止水目地部等の止水 (4)防波壁の設計条件（荷重の設定、組合せ、許容限界） 4 流路縮小工等の構造成立性、影響評価（論点1） 5 重要な安全機能を有する施設に対する浸水影響（論点5） 6 漂流物調査範囲の妥当性（論点6）	p.8~10 16~18 p.8,9,11 p.12,13 p.14,15
5 施設・設備の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計 5.2 浸水防止設備の設計 5.3 津波監視設備の設計 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項 5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項 5.4.2 漂流物による波及的影響の検討 5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い	●荷重の組合せ、荷重の設定（余震荷重、液状化影響等の考慮）、許容限界（構造物の十分な変形能力の確保） ●津波荷重の不確かさの考慮 ●余震荷重の設定、余震荷重の組合せ ●許容限界		: 入力津波の設定に係る事項 : 防波壁、流路縮小工等の構造成立性に係る事項 : 重要な安全機能を有する施設に係る事項 : 非常用海水冷却系の取水性に係る事項

新規性基準への適合のための対応方針(2/18)

【新規制基準への適合のための対応方針概要（1／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 スクラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。 そのため、以下の方針によること。 ①（省略） ②上記①の遡上波の到達防止に当たっては、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討すること。また、地震による変状又は繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討すること。 ③（省略） 二～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域 3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価 遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討すること。 ・敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・敷地沿岸域の海底地形 ・津波の敷地への侵入角度 ・敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・陸上の遡上・伝播の効果	【津波ガイド：確認内容】 3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域 3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価 (1) 上記の考慮事項に関して、遡上解析（砂移動の評価を含む）の手法、データ及び条件を確認する。確認のポイントは以下のとおり。 ①敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。 ②敷地沿岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠が信頼性を有するものか。 ③敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合には、当該河川、水路による遡上を考慮する上で、遡上域のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル化されているか。 ④陸上の遡上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定されているか。 ⑤伝播経路上の人工構造物について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。 3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価 (1) (3.2.1)の遡上解析結果を踏まえ、遡上及び流下経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波による地形変化、標高変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達（回り込みによるものを含む）の可能性について確認する。なお、敷地の周辺斜面が、遡上波の敷地への到達に対して障壁となっている場合は、当該斜面の地震時及び津波時の健全性について、重要施設の周辺斜面と同等の信頼性を有する評価を実施する等、特段の留意が必要である。	1-1 入力津波の設定についてのプロセスを網羅的に整理し、不確かさの考慮及び入力津波の設定結果の妥当性を確認する必要がある。【論点 7】 1-1 入力津波の設定についてのプロセスを網羅的に整理し、不確かさの考慮及び入力津波の設定結果の妥当性を確認する必要がある。【論点 7】	[R2.7月7日 第 872 回審査会にて説明] 1-1 入力津波の設定における不確かさ要因を網羅的に抽出し、これらの各要因の影響を検討したうえで、考慮すべき要因を選定するとともに、その根拠を確認する。 入力津波の設定における影響要因の検討を踏まえた入力津波の設定プロセスを示し、入力津波の設定結果を網羅的に確認する。 【別添 1 1.3～1.6 章、添付資料 2 ～ 8】 （再掲） 1-1 入力津波の設定における不確かさ要因を網羅的に抽出し、これらの各要因の影響を検討したうえで、考慮すべき要因を選定するとともに、その根拠を確認する。 入力津波の設定における影響要因の検討を踏まえた入力津波の設定プロセスを示し、入力津波の設定結果を網羅的に確認する。	第 872 回審査会（令和 2 年 7 月 7 日） —	1 —

新規性基準への適合のための対応方針(3/18)

【新規制基準への適合のための対応方針概要（2／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
・伝播経路上の人工構造物 3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価 次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討すること。 ・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化 ・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形、河川流路の変化	(2)敷地周辺の遡上経路上に河川、水路が存在し、地震による河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の崩落に起因して流路の変化が考えられる場合は、遡上波の敷地への到達の可能性について確認する。 (3)遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当たっては、地形変化、標高変化、河川流路の変化について、基準地震動 S_s による被害想定を基に遡上解析の初期条件として設定していることを確認する。 (4)地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。	2-1 基準津波による遡上波が設計基準対象施設の設置された敷地に到達、流入することを防止するため、防波壁端部の地山を考慮している。 このため、防波壁端部の地山が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。 【論点2】	[R2.5月26日 第863回審査会にて説明] 2-1 防波壁端部の地山について、基準地震動及び基準津波に対する健全性の確保の見通しについて確認する。 【別添11.3～1.4章、添付資料3】	第863回審査会（令和2年5月26日）	2

新規性基準への適合のための対応方針(4/18)

【新規制基準への適合のための対応方針概要（3／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できること。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できること。そのため、以下の方針によること。 ①（省略） ②入力津波については、基準津波の波源からの数値計算により、各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形とすること。数値計算に当たっては、敷地形状、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果及び伝播経路上の人工構造物等を考慮すること。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮すること。 ③～⑧（省略） 六～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 3.3 入力津波の設定 基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設定していること。 入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形として設定していること。	【津波ガイド：確認内容】 3.3 入力津波の設定 <u>(1)入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示していること。なお、潮位変動等については、入力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮するものとする。</u> <u>(2)入力津波の設定に当たっては、入力津波が各施設・設備の設計に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）が安全側に評価されることを確認する。</u> <u>(3)施設が海岸線の方向において広がり有している場合（例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁）は、複数の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該施設に最も大きな影響を与える波形を入力津波として設定していることを確認する。</u> <u>(4)基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。</u> <u>①港湾内の局所的な海面の固有振動に関しては、港湾周辺及び港湾内の水位分布、速度ベクトル分布の経時的变化を分析することにより、港湾内の局所的な現象として生じているか、生じている場合、その固有振動による影響が顕著な範囲及び固有振動の周期を把握する。</u> <u>②局所的な海面の固有振動により水位変動が大きくなっている箇所がある場合、取水ピット、津波監視設備（敷地の潮位計等）との位置関係を把握する。（設計上クリティカルとなる程度に応じて緩和策、設備設置位置の移動等の対応を検討）</u>	1-1 入力津波の設定についてのプロセスを網羅的に整理し、不確かさの考慮及び入力津波の設定結果の妥当性を確認する必要がある。【論点 7】	（再掲） 1-1 入力津波の設定における不確かさ要因を網羅的に抽出し、これらの各要因の影響を検討したうえで、考慮すべき要因を選定するとともに、その根拠を確認する。 入力津波の設定における影響要因の検討を踏まえた入力津波の設定プロセスを示し、入力津波の設定結果を網羅的に確認する。	—	—

新規性基準への適合のための対応方針(5/18)

【新規制基準への適合のための対応方針概要（4／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮すること。					

新規性基準への適合のための対応方針(6/18)

【新規制基準への適合のための対応方針概要（5/17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
解釈別記 3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～六（省略） 七 津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施すること。なお、その他の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮すること。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施すること。 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動、地殻変動) 入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位（注）を考慮して安全側の評価を実施すること。 注）：朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に観測された、各月の最高満潮面及び最低干潮面を1年以上にわたって平均した高さの水位をそれぞれ、朔望平均満潮位及び朔望平均干潮位という 潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮すること。 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、強震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施すること。	【津波ガイド：確認内容】 3.4 津波防護方針の審査にあたっての考慮事項(水位変動、地殻変動) (1)敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、<u>観測期間、観測設備の仕様に留意の上、朔望平均潮位を評価していることを確認する。</u> (2)上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位を考慮し、<u>上昇側評価水位を設定していること、また、下降側の水位変動に対して朔望平均干潮位を考慮し、下降側評価水位を設定していることを確認する。</u> (3)潮汐以外の要因による潮位変動について、<u>以下の例のように評価し考慮していることを確認する。</u> ① 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、<u>観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。</u> ② 高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地における<u>汀線</u>の方向等の影響因子を考慮して、<u>高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討する。</u> ③ 津波ハザード評価結果を踏まえた上で、<u>独立事象としての津波と高潮による重畳頻度を検討した上で、考慮の可否、津波と高潮の重畳を考慮する場合の高潮の再現期間を設定する。</u> (4)地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、<u>以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。</u> ① 広域的な地殻変動を評価すべき波源は、<u>地震の震源と解釈し、津波波源となる地震の震源（波源）モデルから算定される広域的な地殻変動を考慮することとする。</u> ② プレート間地震の活動に関連して局所的な地殻変動があった可能性が指摘されている場合（南海トラフ沿岸部に見られる完新世段丘の地殻変動等）は、<u>局所的な地殻変動量による影響を検討する。</u> ③ 地殻変動量は、<u>入力津波の波源モデルから適切に算定し設定すること。</u>	1-1 入力津波の設定についてのプロセスを網羅的に整理し、不確かさの考慮及び入力津波の設定結果の妥当性を確認する必要がある。【論点7】	（再掲） 1-1 入力津波の設定における不確かさ要因を網羅的に抽出し、これらの各要因の影響を検討したうえで、考慮すべき要因を選定するとともに、その根拠を確認する。 入力津波の設定における影響要因の検討を踏まえた入力津波の設定プロセスを示し、入力津波の設定結果を網羅的に確認する。	—	—

新規性基準への適合のための対応方針(7/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（6／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
	④ 地殻変動が隆起又は沈降によって、以下の例のように考慮の考え方が異なることに留意が必要である。 a) 地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対して安全機能への影響を評価（以下「安全評価」という。）する際には、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さとし昇側評価水位を直接比較する。 b) 地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから沈降量を引算した後で、上昇側評価水位と比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、沈降しないものと仮定して、対象物の高さとし降側評価水位を直接比較する。 ⑤ 基準地震動評価における震源モデルから算定される広域的な地殻変動についても、津波に対する安全性評価への影響を検討する。 ⑥ 広域的な余震変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。				

新規性基準への適合のための対応方針(8/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（7/17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
解釈別記 3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 Sクラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。 そのため、以下の方針によること。 ①～③（省略） 二 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、以下の方針によること。 ①～③（省略） 三 上記の前二号に規定するものの他、Sクラスに属する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。そのため、Sクラスに属する設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。 四～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4. 津波防護方針 4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針	【津波ガイド：確認内容】 4. 津波防護方針 4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 (1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた基本方針（※）を確認する。 (2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。 ※基本方針 (1)津波の敷地への流入防止 <u>重要な安全機能を有する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入させない。また、取水路、放水路等の経路から流入させない。</u> (2)漏水による安全機能への影響防止 <u>取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する。</u> (3)津波防護の多重化 上記2方針のほか、重要な安全機能を有する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。 (4)水位低下による安全機能への影響防止 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。	3-1 基準津波による遡上波が設計基準対象施設の設置された敷地に到達、流入するため、防波壁を設置する。 このため、設置する防波壁が新規規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。 【論点3】 4-1 基準津波による遡上波が取水	[審査中] 3-1 防波壁は、3つの構造型式からなり、1,2号炉北側に多重鋼管杭式擁壁、3号炉東側に鋼管杭式逆T擁壁、3号炉北側に波返重力擁壁を設置する。 基準津波による上昇側水位は、防波堤の有無を考慮し、施設護岸又は防波壁でEL. +11.7mである。 このため、潮位のばらつき、高潮の重畳等を考慮して天端高さEL. +15mの防波壁を設置し、新規性基準の要求事項への適合性を確認する。 なお、防波壁の構造成立性については3-2及び3-3、荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界については3-4において記載する。 【別添1 4.1章、添付資料25】 [R2. 7月14日 第876回審査会合にて説明] 4-1 防水壁等の設置及び1号炉取水槽流路縮小工について、具体的な設	R2. 10月 上	3 4

新規性基準への適合のための対応方針(9/18)

【新規制基準への適合のための対応方針概要（8/17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置されるものの概要が網羅かつ明示されていること。		路・放水路等の経路から敷地に到達、流入することを防止するため、取水槽に防水壁、水密扉及び1号炉取水槽流路縮小工を設置する。 このため、防水壁、水密扉及び1号炉取水槽流路縮小工が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。【論点1】	置位置や構造仕様等の設計条件、構造成立性の見通し及び対応策の効果と悪影響を整理したうえで、選定した対応策の妥当性を確認する。 【別添1 4.1～4.2章、添付資料29,30】	年7月14日)	

新規性基準への適合のための対応方針(10/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（9/17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
解釈別記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 Sクラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。そのため、以下の方針によること。 ① Sクラスに属する設備（浸水防止設備及び津波監視設備を除く。以下下記第三号までにおいて同じ。）を内包する建屋及びSクラスに属する設備（屋外に設置するものに限る。）は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置すること。 ②（省略） ③ 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止すること。 二～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4. 津波防護方針 4.2 敷地への浸水防止（外郭防護1） 4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。	【津波ガイド：確認内容】 4. 津波防護方針 4.2 敷地への浸水防止（外郭防護1） 4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 <u>(1)敷地への浸水の可能性のある経路（遡上経路）の特定</u> <u>(3.2.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認する。</u> <u>①重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建屋の設置位置・高さに、基準津波による遡上波が到達しないこと、または、到達しないよう津波防護施設を設置していること。</u> <u>②津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛土斜面等の活用の有無。また、活用の際に補強等の実施の有無。</u> <u>(2)津波防護施設の位置・仕様を確認する。</u> <u>①津波防護施設の種類（防潮堤、防潮壁等）及び箇所</u> <u>②施設ごとの構造形式、形状</u> <u>(3)津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。</u> ①要求事項に適合するよう、特定した遡上経路に浸水防止設備を設置する方針であること。 ②止水対策を実施する予定の部位が列記されていること。以下、例示。 a) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理 b) 躯体開口部（扉、排水口等）	3-1 基準津波による遡上波が設計基準対象施設の設置された敷地に到達、流入するため、防波壁を設置する。 このため、設置する防波壁が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。【論点3】	（再掲） 3-1 防波壁の種類は、3つの構造形式からなり、1,2号炉北側に多重鋼管杭式擁壁、3号炉東側に鋼管杭式逆T擁壁、3号炉北側に波返重力擁壁を設置する。 基準津波による上昇側水位は、防波堤の有無を考慮し、施設護岸又は防波壁でEL. +11.7mである。 このため、潮位のばらつき、高潮の重畳等を考慮して天端高さEL. +15mの防波壁を設置し、新規制基準の要求事項への適合性を確認する。 なお、防波壁の構造成立性については3-2及び3-3、荷重の設定、荷重の組合せ及び許容限界については3-4において記載する。	—	—

新規性基準への適合のための対応方針(11/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（10/17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 <u>4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止</u> <u>取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通部等）を特定すること。</u> 特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。	【津波ガイド：確認内容】 4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定 以下のような経路（例示）からの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定していることを確認する。 ① <u>海域に接続する水路から建屋、土木構造物地下部へのバイパス経路（水路周辺のトレンチ開口部等）</u> ② <u>津波防護施設（防潮堤、防潮壁）及び敷地の外側から内側（地上部、建屋、土木構造物地下部）へのバイパス経路（排水管、道路、アクセス通路等）</u> ③ <u>敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の敷地内の取水路点検口及び外部に露出した取水ビット等（沈砂池を含む）</u> ④ <u>海域への排水管等</u> (2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様を確認する。 ① <u>津波防護施設の種類（防潮壁等）及び箇所</u> ② <u>施設ごとの構造形式、形状</u> (3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。 ① <u>要求事項に適合するよう、特定した流入経路に浸水防止設備を設置する方針であること。</u> ② <u>浸水防止設備の設置予定の部位が列記されていること。</u> 以下、例示。 a) 配管貫通部 b) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理 c) 空調ダクト貫通部 d) 躯体開口部（扉、排水口等）	4-1 基準津波による遡上波が取水路・放水路等の経路から敷地に到達、流入することを防止するため、防水壁、水密扉及び1号炉取水槽流路縮小工を設置する。 このため、防水壁、水密扉及び1号炉取水槽流路縮小工が新規性基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。【論点1】	（再掲） 4-1 防水壁等の改造（嵩上げ）及び1号炉取水槽流路縮小工について、具体的な設置位置や構造仕様等の設計条件、構造成立性の見通し及び対応策の効果と悪影響を整理したうえで、選定した対応策の妥当性を確認する。	—	—

新規性基準への適合のための対応方針(12/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（11/17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
解釈別記 3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～二（省略） 三 上記の前二号に規定するものの他、Sクラスに属する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。そのため、Sクラスに属する設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。 四～七（省略） 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護） 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定 重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化すること。 4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること。 浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。	4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護） 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定 (1) 重要な安全機能を有する設備等（耐震Sクラスの機器・配管系）のうち、基本設計段階において位置が明示されているものについては、それらの設備等を内包する建屋、区画が浸水防護重点範囲として設定されていることを確認する。 (2) 基本設計段階において全ての設備等の位置が明示されているわけではないため、工事計画認可の段階において浸水防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計段階において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で浸水防護重点化範囲を工認段階で設定することが方針として明記されていることを確認する。 4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水範囲、浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水経路・浸水口及び浸水防止設備の仕様について、確認する。 (2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。 ①地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象が想定されていること。 ②地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内のタンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象が想定されていること。 ③循環水系機器・配管損傷による津波浸水量について	5-1 地震による溢水の影響も含めた安全側の想定においては、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアは、循環水系等の機器・配管の損傷箇所を介した津波が流入する可能性があるため、津波流入防止対策により津波の流入を防止する必要がある。 【論点5】	[R2.6月25日 第869回審査会合にて説明] 5-1 浸水防護重点化範囲内に設置する海域と接続する低耐震クラスの機器・配管への津波流入防止対策が新規性基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する。 【別添1 2.4章，添付資料10, 27, 28】	第869回審査会合（令和2年6月25日）	5

新規性基準への適合のための対応方針(13/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（12／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
	は、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの来襲が考慮されていること。 ④機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水における溢水事象想定を考慮して算定していること。 ⑤地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止した状態での地下水位を安全側（高め）に設定した上で、当該地下水位まで地下水の流入を考慮するか、又は対象建屋周辺のドレン系による１日当たりの排水量の実績値に対して、外部の支援を期待しない約７日間の積算値を採用する等、安全側の仮定条件で算定していること。 ⑥施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意し、必要に応じて考慮すること。				

新規性基準への適合のための対応方針(14/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（13／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
第5条（津波による損傷の防止） 第五条 設計基準対象施設（兼用キャスク及びその周辺施設を除く。）は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 解釈別記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～三（省略） 四 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、非常用海水冷却系については、基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計であること。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 五（省略） 六 地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰り返しによる襲来による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）を考慮すること。 七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切	【津波ガイド：確認内容】 4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、(3.2.1)の遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討とは、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスタディすることによって、取水口付近の堆積高さを高め、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を大きめに算定すること等が考えられる。 (2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。 (3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、(3.2.1)の遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しない仕様の方針であること、又は閉塞防止措置を施す方針であることを確認する。なお、取水スクリーンについては、異物の混入を防止する効果が期待できるが、津波時には破損して混入防止が機能しないだけでなく、それ自体が漂流物となる可能性が有ることに留意する必要がある。	6-1 発電所の敷地の周辺には津波時に漂流物になり得る施設があることから、漂流物となる可能性のある施設、設備等を網羅的に把握するため、漂流物調査範囲を適切に設定する必要がある。【論点6】	[R2.1月28日 第828回審査会合にて説明] 6-1 基準津波の特性を踏まえ、漂流物評価に係る漂流物調査範囲が適切であるか確認する。【別添1 2.5章】	第828回審査会合（令和2年1月28日）	6

新規性基準への適合のための対応方針(15/18)

【新規制基準への適合のための対応方針概要（14／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
に評価されていること。 基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されていること。 非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。 ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。					

新規性基準への適合のための対応方針(16/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（15／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
解釈別記 3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～五（省略） 六 地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰り返しによる影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）を考慮すること。 七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。	【津波ガイド：確認内容】 5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計 (1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、<u>施設の寸法、構造、強度及び支持性能（地盤強度、地盤安定性）が要求事項に適合するものであることを確認する。</u> (2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。 ① 荷重組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ：常時＋津波、常時＋津波＋地震（余震） ② 荷重の設定 a) 津波による荷重（波圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する知見（例えば、国交省の暫定指針等）及びそれらの適用性。 b) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。 c) <u>地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。</u> ③ 許容限界 a) <u>津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。（なお、機能損傷に至った場合、補修に、ある程度の期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。）</u>	3-2 敷地内には液状化検討対象層があるため、液状化の影響を確認する必要がある。【論点 3】 3-3 防波壁の止水目地部等において、止水機能を確保する必要がある。【論点 3】	[審査中] 3-2 有効応力解析により地震時の液状化影響の評価を行う。 【別添 1 添付資料 25】 [審査中] 3-3 防波壁の止水目地部等について、地震時の挙動を踏まえ、止水構造の成立性を確認する。 【別添 1 添付資料 25】	R2. 10 月上 R2. 10 月上	3 3

新規性基準への適合のための対応方針(17/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（16／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
解釈別記 3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できること。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できること。そのため、以下の方針によること。 ①～⑤（省略） ⑥ 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物及び設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響の防止措置を施すこと。 ⑦ 上記③、④及び⑥の設計等においては、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、<u>各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力及び浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。また、余震の発生の可能性を検討した上で、必要に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。</u>さらに、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能及び浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。 ⑧ 津波防護施設及び浸水防止設備の設計に当たって、津波影響軽減施設・設備の効果を考慮する場	【津波ガイド：確認内容】 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項 5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項 (1) 津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。 ①津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する方針であること。 a) 入力津波が有する数値計算上の不確かさ b) 各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介在する不確かさ 上記 b) の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。 ②余震荷重の考慮については、<u>基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）について、そのハザードを評価するとともに、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯において発生する余震レベルを検討する方針であること。また、当該余震レベルによる地震荷重と基準津波による荷重は、これらの発生確率の推定に幅があることを考慮して安全側に組み合わせる方針であること。</u> ③津波の繰り返し作用の考慮については、<u>各施設・設備の入力津波に対する許容限界が当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、かつ津波防護機能・浸水防止機能を保持するとして設定されていれば、津波の繰り返し作用による直接的な影響は無いものとみなせるが、漏水、二次的影響（砂移動、漂流物等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討方針であること。</u>	3-4 基準津波による遡上波の水位が高いため、防波壁の構造設計に当たっては、津波荷重、荷重の組合せ及び許容限界を適切に設定する必要がある。 【論点 3】	[審査中] 3-4 防波壁の設計に用いる津波荷重については、入力津波から得られる荷重に対して、不確かさについても考慮して設定する。また、余震を定義し余震荷重を設定する。そのうえで、常時荷重、地震時荷重、津波荷重、余震荷重及び漂流物衝突荷重を適切に組み合わせた設計を行う。 ・常時荷重＋地震荷重 ・常時荷重＋津波荷重 ・常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 ・常時荷重＋津波荷重 ＋漂流物衝突荷重 上記の設定に当たっては、その他自然現象による荷重との組合せの妥当性を確認する。 また、敷地に液状化検討対象層があるため、防波壁基礎（鋼管杭等）に作用する側方流動等の可能性を確認する。 許容限界については、防波壁の変形能力に対して十分な余裕を有することを確認する。 【別添 1 添付資料 25】	R2. 10 月 上	3

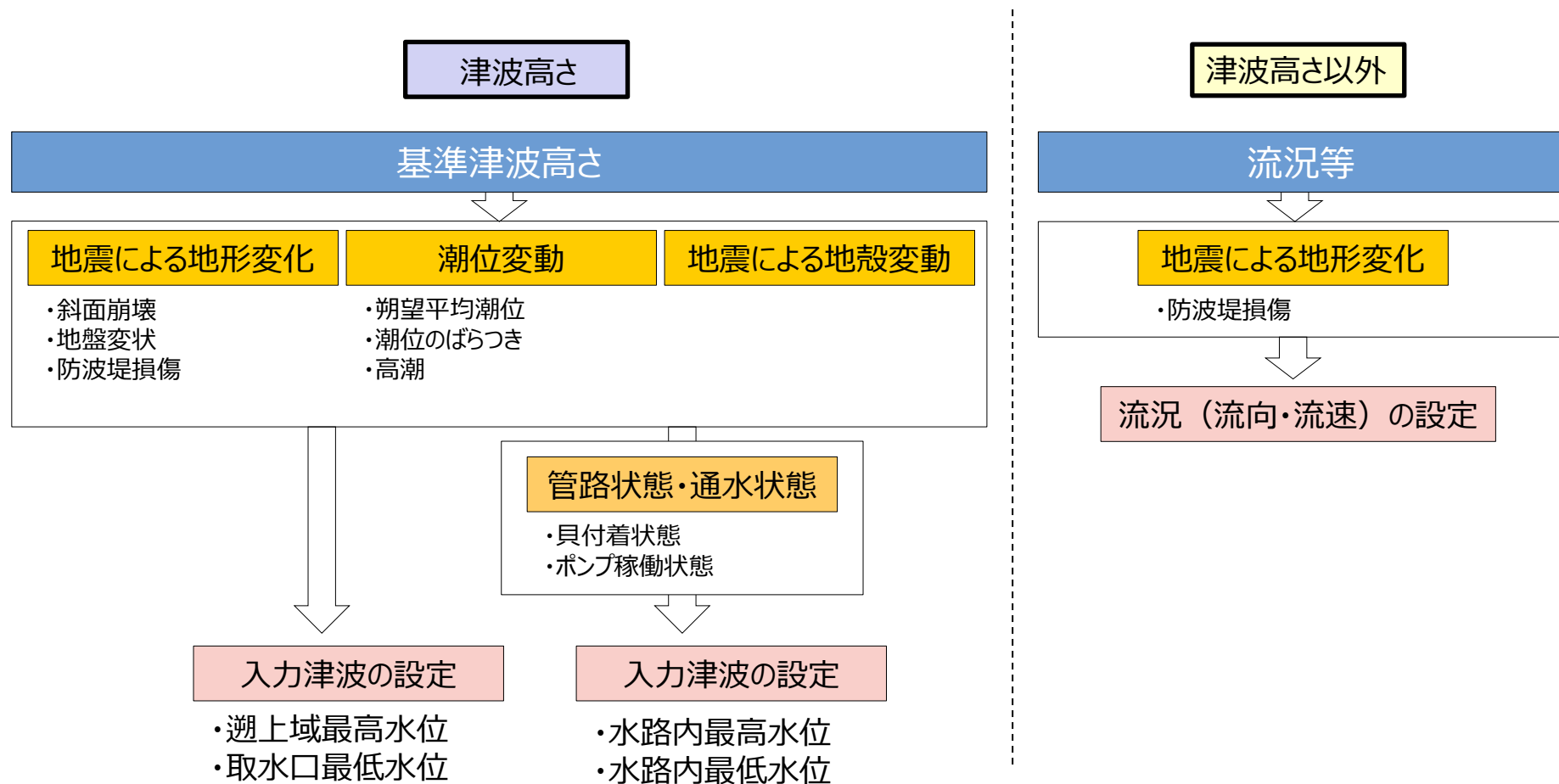
新規性基準への適合のための対応方針(18/18)

【新規性基準への適合のための対応方針概要（17／17）】

設置許可基準規則／解釈	津波審査ガイド	適合のための確認事項	対応方針	説明 時期	別紙
合は、このような施設・設備についても、入力津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計するとともに、上記⑥及び⑦を満たすこと。 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項 5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項 津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足すること。 ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。 ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。 ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。 ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返しの襲来による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。					

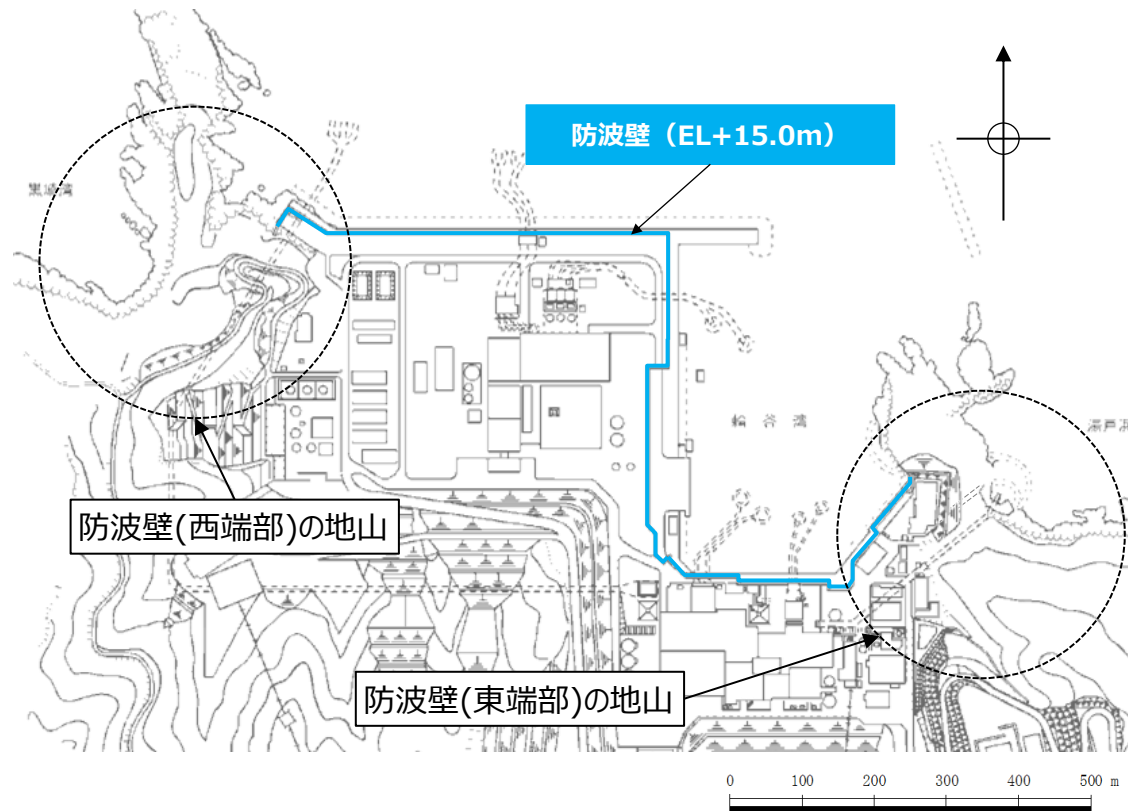
【別紙 1】論点 7 入力津波の設定プロセス及び結果の妥当性

- 入力津波の設定における不確かさ要因を以下のとおり網羅的に抽出し、これらの各要因の影響を検討したうえで、考慮すべき要因を選定するとともに、その根拠を説明する。
- 入力津波の設定における影響要因の検討を踏まえた入力津波の設定プロセスを示し、入力津波の設定結果を網羅的に説明する。



【別紙 2】論点 2 津波防護の障壁となる地山の扱い

- 敷地はEL+15.0mの防波壁に取り囲まれており、その両端部は地山に擦り付き、その地山は津波防護上の障壁となっている。
- このため、当該地山の基準地震動及び基準津波に対する健全性の確保の見通しについて説明する。

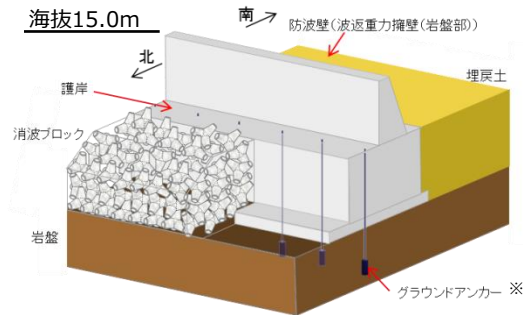


地山位置図

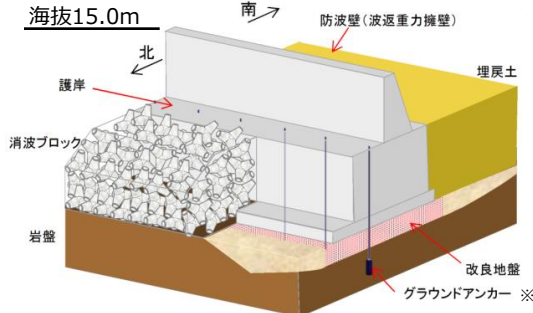
【別紙3】防波壁の構造成立性（種類，構造型式及び形状）

- 防波壁の構造型式は，鉄筋コンクリート壁であり，さらに多重鋼管杭式擁壁，鋼管杭式逆T擁壁及び波返重力擁壁に分類。また，波返重力擁壁は，改良地盤部と岩盤支持に分類。
- 防波壁は津波荷重や地震荷重に対して，端部も含めて津波防護機能を十分に保持。また，目地部について適切に止水対策を実施。

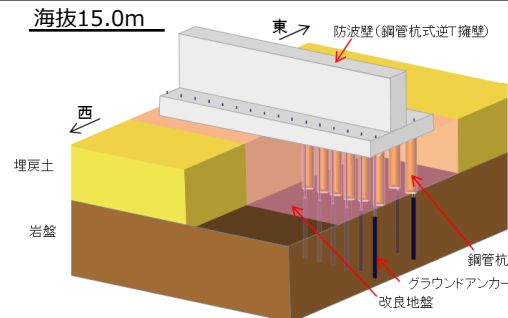
波返重力擁壁 (岩盤支持)



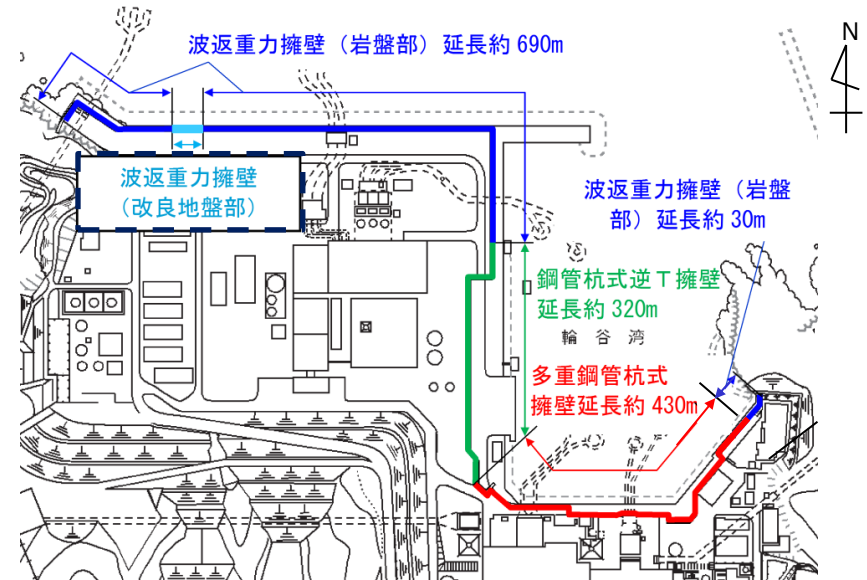
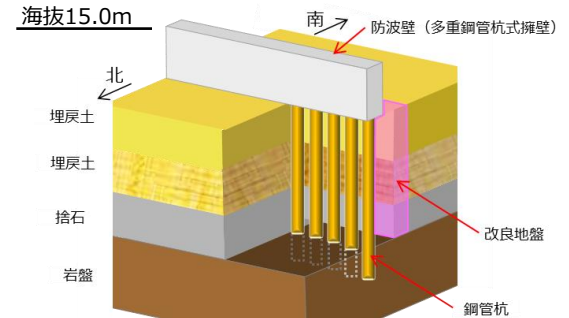
波返重力擁壁 (改良地盤部)



鋼管杭式逆T擁壁 (岩盤支持)



多重鋼管杭式擁壁 (岩盤支持)

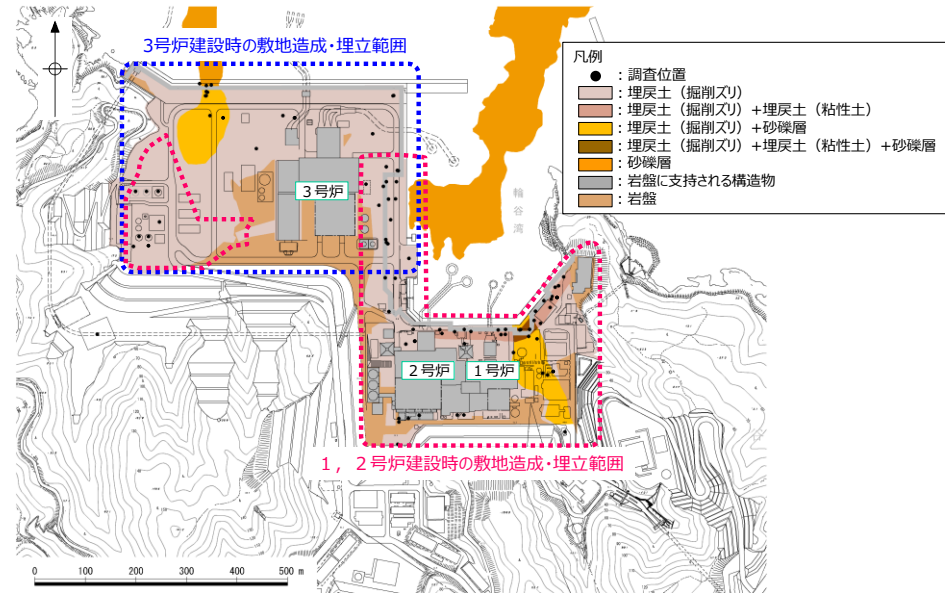


防波壁の位置図

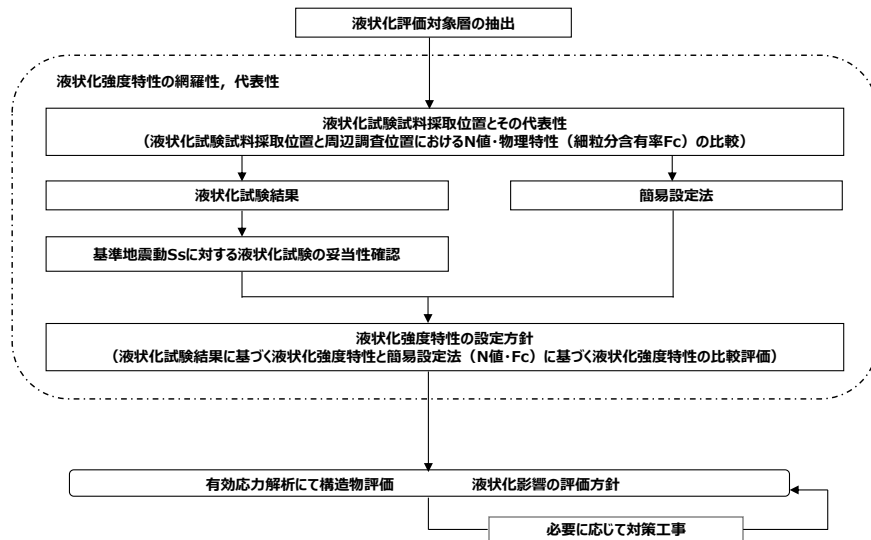
※ 防波壁（波返重力擁壁）は，グラウンドアンカーの効果を期待しなくても，耐震・耐津波安全性を担保している。

【別紙 3】防波壁の構造成立性（液状化検討対象層への対応）

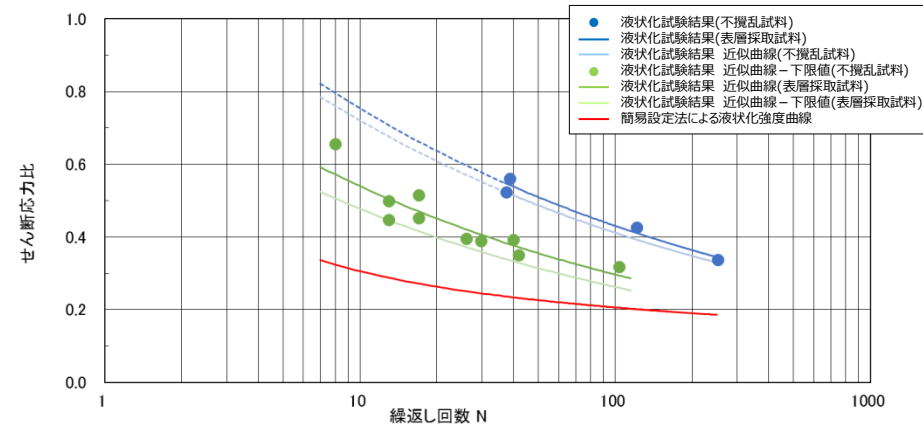
- 敷地の被覆層の分布状況を右図に示す。被覆層の分布状況、道路橋示方書及び港湾基準に基づく液状化評価対象層の抽出結果を踏まえ、保守的に埋戻土（掘削ズリ）及び砂礫層を液状化評価対象層として考慮する。
- 液状化試験の結果、地震時の地盤の状態は『繰返し軟化（サイクリックモビリティ含む）』、若しくは『非液状化』の判定となるが、砂礫層に加え、試験結果の一部で『非液状化』となる埋戻土（掘削ズリ）についても液状化強度特性を設定する。
- 有効応力解析（FLIP）の実施に当たっては、簡易設定法に基づき設定した液状化強度特性を適用する。



敷地の被覆層 分布図



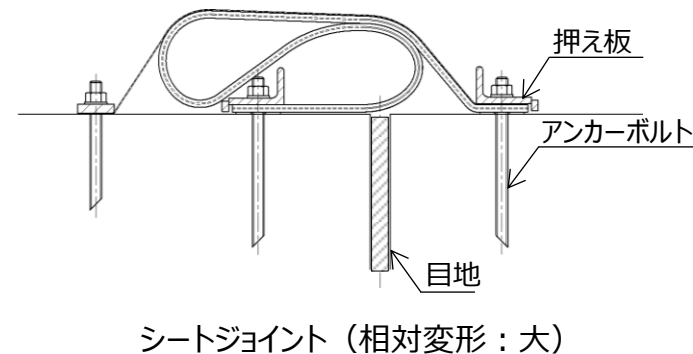
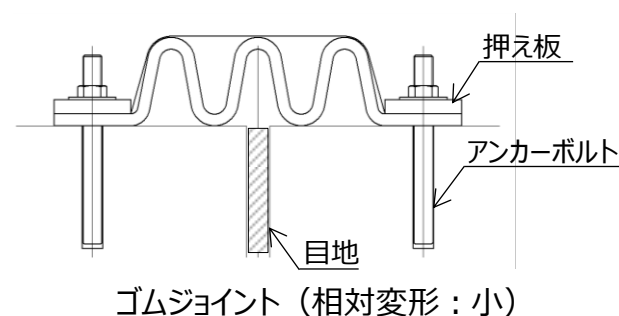
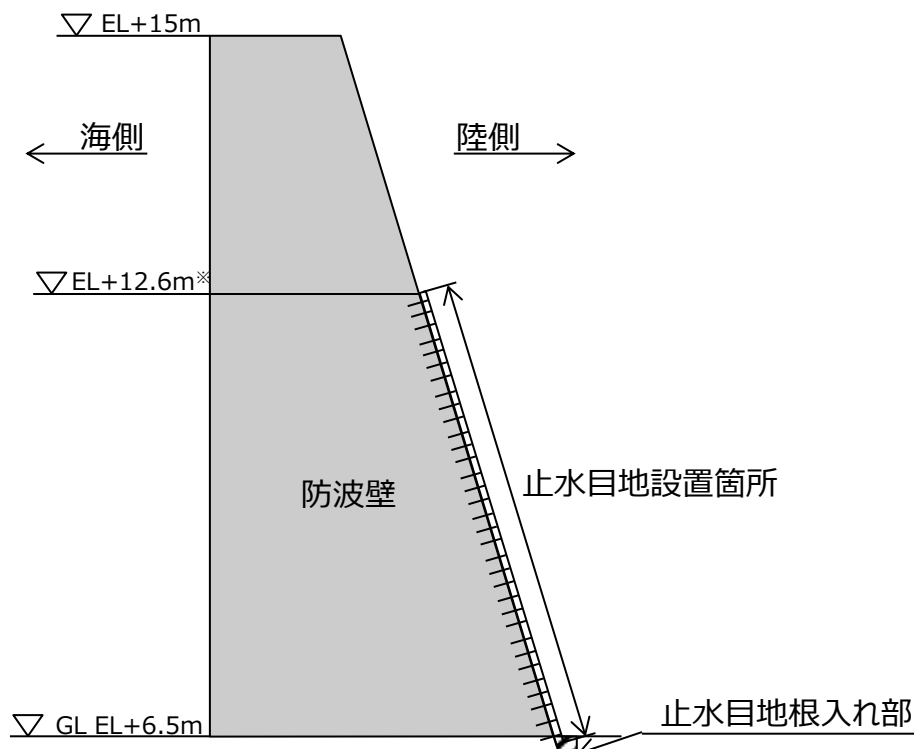
液状化評価フロー



液状化強度曲線（埋戻土（掘削ズリ））

【別紙 3】防波壁の構造成立性（止水目地部等の止水）

- 防波壁の施工ブロック間の目地部からの津波の流入を防止するため、止水目地を設置する。なお、防波壁の縦断方向に地形の急変部はないことから、隣合う施工ブロック同士の地震時の変形量及び位相は概ね一致するが、保守的に位相が逆向きになったことを考慮して、最大相対変形量を2倍して算出（絶対値和に保守性を考慮）し、それに応じて決定した仕様を、同一構造型式内のすべての止水目地に採用する。（詳細は8.1.3参照）
- 止水目地は、ゴムジョイント又はシートジョイントを採用する。また、遡上する津波波圧に対する耐津波性を有し、入力津波高さを踏まえた設計とする。
- ゴムジョイント及びシートジョイントは止水性を保持させるため、鋼製部材（押え板、アンカーボルト）で固定する。
- 止水目地の許容変形量、許容水圧及び耐久性は、メーカー規格及び基準を参考に定める。また、施工ブロック間の地震時の相対変形及び津波波圧に対して、メーカー規格及び基準と比較し、上回る場合は性能試験を実施し、許容限界を再設定する。
- 止水目地は、津波漂流物の衝突による損傷を防止するため、防波壁の陸側に設置する。



止水目地 概要図

※ 止水目地の設置高さは入力津波高さ（11.8m）に参照する裕度（0.74m）を考慮した高さとした。

止水目地の設置箇所（例）（防波壁断面図（波返重力擁壁））

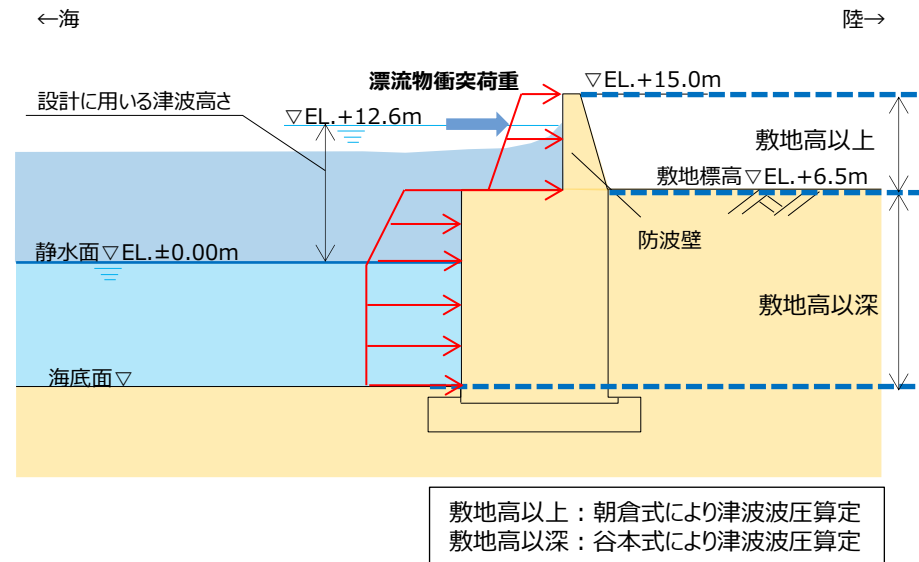
【別紙 3】防波壁の構造成立性（防波壁の設計条件）

- 防波壁は、地震後及び津波後の再使用性と津波の繰返し作用を考慮し、構造物全体の変形能力に対して十分な裕度を有するよう設計する。

検討ケース	荷重の組合せ※
地震時	常時荷重＋地震荷重
津波時	常時荷重＋津波荷重＋漂流物衝突荷重 (海域活断層から想定される地震による津波においては入力津波高さ以深の防波壁の部位においても漂流物が衝突するものとして照査を実施する。)
重畳時 (津波＋余震時)	常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 (海域活断層から想定される地震による津波が到達する防波壁（波返重力擁壁）のケーソン等については、海域活断層から想定される地震による津波に対する評価を実施する)

※自然現象による荷重（風荷重及び積雪荷重）は設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて適切に組み合わせを考慮する

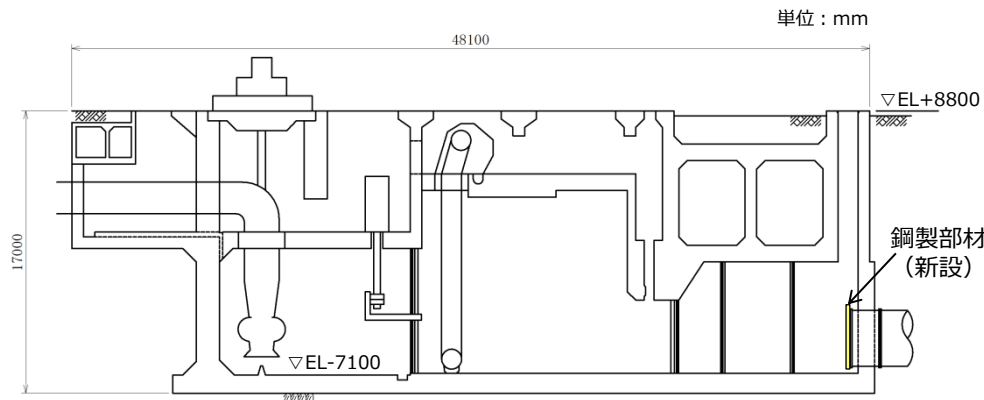
荷重	内容
常時荷重	構造物の自重，土圧，
自然現象による荷重	風荷重，積雪荷重
地震荷重	基準地震動 S_s を作用させる
余震荷重	弾性設計用地震動 S_d-D による地震動を考慮する
津波荷重	津波荷重（津波波力）を考慮する なお，設計用津波波力について，敷地高以上は朝倉式に基づき算定し，敷地高以深については谷本式に基づき算定する
漂流物衝突荷重	漂流物，荷重算定式について詳細検討を行ったうえで作用させる



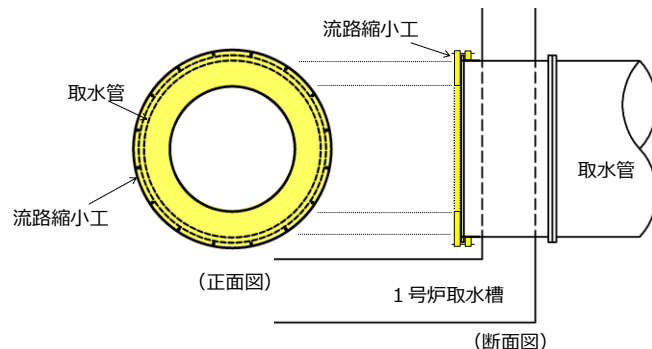
津波時の荷重イメージ図（波返重力擁壁）

【別紙 4】1号炉取水槽流路縮小工，2号炉取水槽防水壁の概要

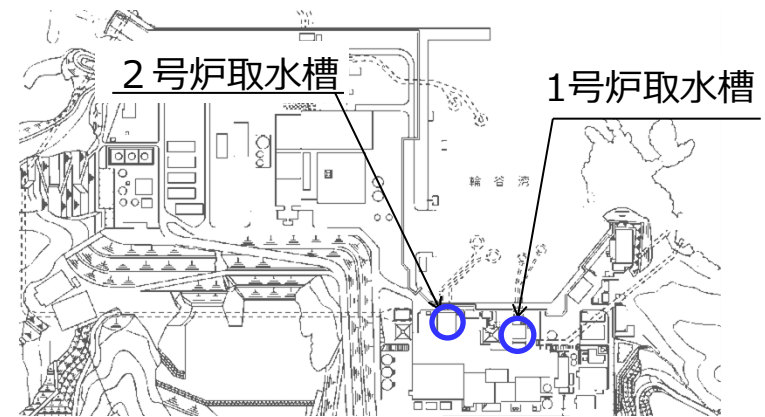
- 1号炉取水槽流路縮小工，2号炉取水槽防水壁改造（嵩上げ）について，具体的な設置位置や構造仕様等の設計条件，構造成立性が見通し及び対応策の効果と悪影響を整理した上で，選定した対応策の妥当性を説明する。
- 1号炉取水槽内の津波流入防止対策として，流路縮小工（鋼製部材）を取水管端部に設置する。
- 2号炉取水槽除じん機エリア内の津波流入防止対策として，防水壁及び水密扉を設置する。



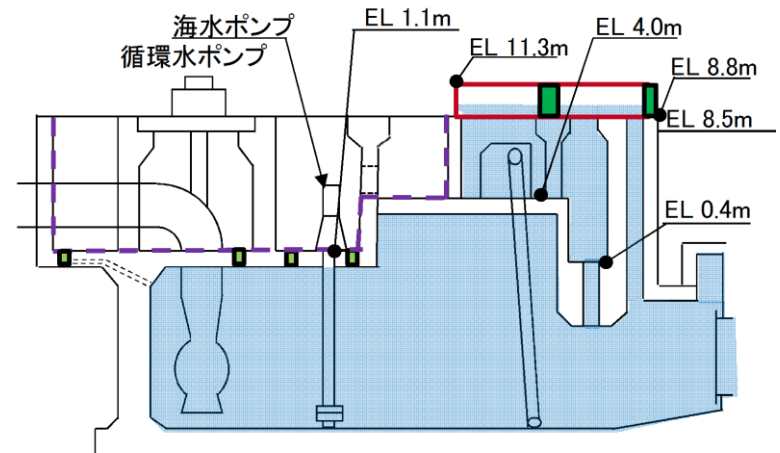
1号炉取水槽 縦断面図



1号炉取水槽流路縮小工 拡大図



1，2号炉取水槽位置図



2号炉取水槽除じん機エリア防水壁及び水密扉
嵩上げ断面イメージ図

【別紙5】浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策

海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管への対策

- 海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管への対策により、低耐震クラスの機器及び配管の損傷箇所を介した浸水防護重点化範囲への直接的な津波の流入はない。

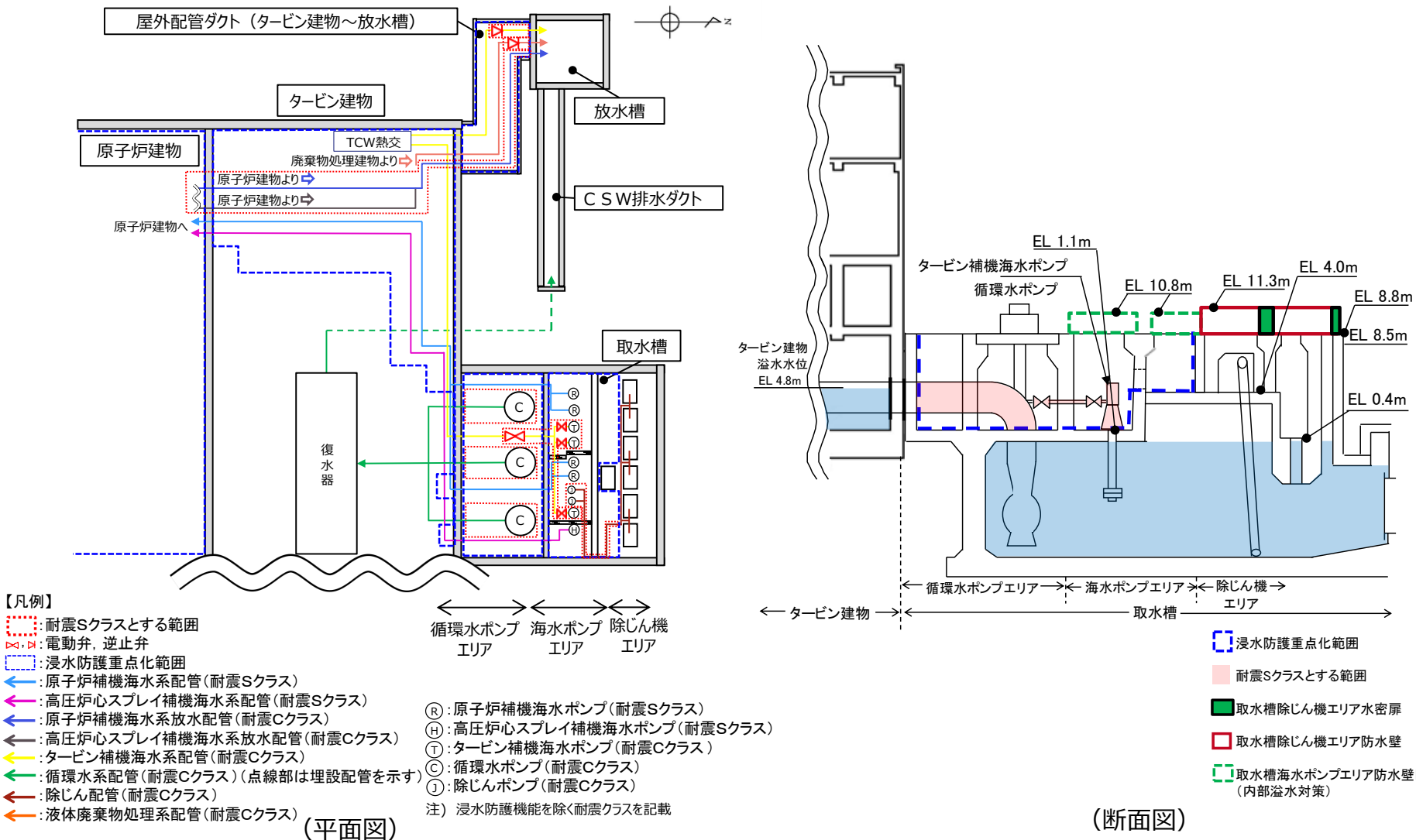


図 浸水防護重点化範囲内に設置する海域と接続する低耐震クラスの機器及び配管への対策

【別紙 6】漂流物調査範囲の妥当性

漂流物調査範囲の設定（1/2）

- 漂流物調査の範囲の設定については、以下のとおり、先行炉と同様な設定方法を用いて検討している。
なお、島根 2 号炉は津波の周期が短いため、漂流物移動量は先行炉と比べ、短い結果となっている。
- 発電所方向に向かう流れの継続時間とその最大流速の積を基準津波 1 波による漂流物の移動量とした。
- 基準津波 1 波による漂流物の移動量は、引き波による反対方向の流れを考慮せず、寄せ波の 2 波分が 1 波と同様な条件（最大継続時間とその最大流速）で押し寄せると仮定し 2 倍し、地点 1 における移動量を 900m、地点 13 における移動量を 640m と算定（次頁参照）。
- 漂流物の移動量は 900m となるが、保守的に半径 5km の範囲を漂流物調査の範囲とする。



先行炉の設定方法

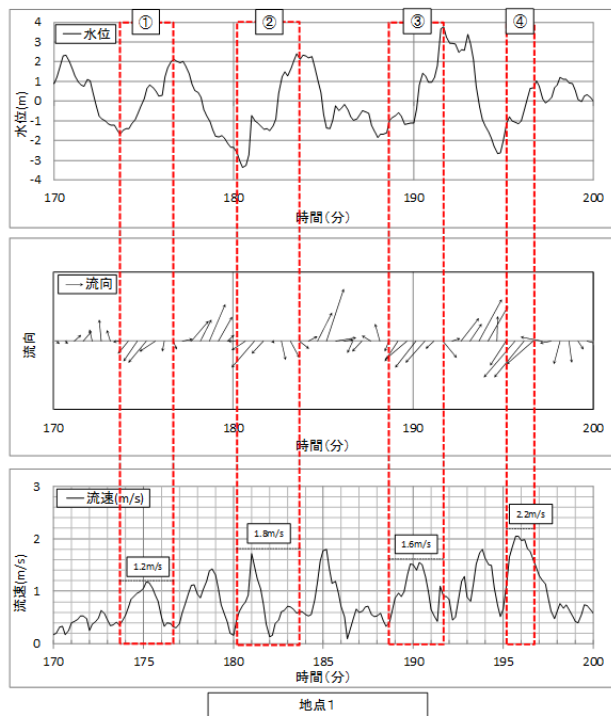
- 継続時間×津波流速×2 + 裕度
- 継続時間×津波流速 + 裕度
- (1 波目の押波継続時間 + 2 波目の押波継続時間) × 津波流速 + 裕度

島根 2 号炉への適用

- $240\text{秒} \times 1.8\text{m/s} \times 2 + \text{裕度} = 900\text{m} + \text{裕度}$
 - $240\text{秒} \times 1.8\text{m/s} + \text{裕度} = 450\text{m} + \text{裕度}$
 - $(240\text{秒} + 200\text{秒}) \times 1.8\text{m/s} + \text{裕度} = 800\text{m} + \text{裕度}$
- ※島根 2 号炉においては、i) の設定方法を採用

漂流物調査範囲

【別紙 6】漂流物調査範囲の妥当性 漂流物調査範囲の設定（2/2）

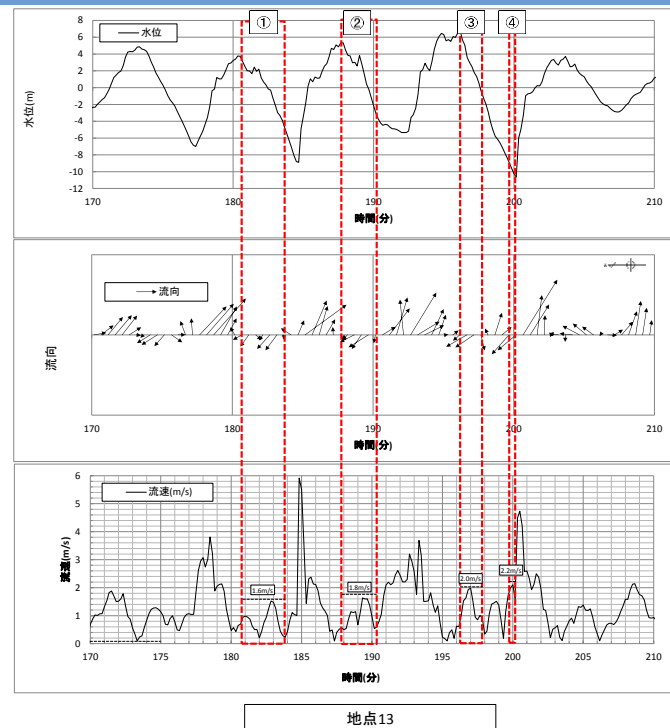


基準津波による流向・流速時刻歴波形（地点1）

地点1における1波による移動量

地点1	①	②	③	④
継続時間(s)	185	222	193	98
流速(m/s)	1.2	1.8	1.6	2.2
移動量(m)	222	400	309	216

②における継続時間を保守的に240秒(4分)とし、1波による移動量を約450mと算定。



基準津波による流向・流速時刻歴波形（地点13）

地点13における1波による移動量

地点13	①	②	③	④
継続時間(s)	181	150	97	31
流速(m/s)	1.6	1.8	2.0	2.2
移動量(m)	290	270	194	69

①における継続時間を保守的に200秒とし、1波による移動量を約320mと算定。

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（1/54）

1. 防護対象とする施設の選定方針

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
第5条（津波による損傷の防止） 第五条 設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 解釈別記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 Sクラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。そのため、以下の方針によること。 ①Sクラスに属する設備（浸水防止設備及び津波監視設備を除く。以下下記第三号までにおいて同じ。）を内包する建屋及びSクラスに属する設備（屋外に設置するものに限る。）は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置すること。 ②～③（省略） 二 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、以下の方針によること。 ①～③（省略）	耐震重要度分類におけるSクラスに属する施設を対象施設としていることを確認する。 また、上記を基本とし、これに加えて以下を踏まえて設計により防護する施設を選定していることを確認する。 第6条（外部からの衝撃による損傷の防止） 第六条 安全施設（兼用キャスクを除く。）は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。 解釈 4 第2項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）の「V. 2.（2）自然現象に対する設計上の考慮」に示されるものとする。	防護対象とする施設の選定について、設計基準対象施設のうち耐震重要度分類におけるSクラスの施設を選定するとともに、重要な安全機能を有する施設に着目して選定している。 具体的には、以下のとおりである。 ①設計基準対象施設のうち、耐震重要度分類におけるSクラスの施設を防護対象とする施設として選定する方針とする。 ②これに加えて、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会）（以下「安全重要度分類指針」という。）に基づく安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する設計上の考慮（自然現象に対する設計上の考慮）を参考にして、安全重要度分類におけるクラス1及びクラス2に属する構築物、系統及び機器についても防護対象とする施設として選定する方針とする。 ③安全機能を有する設備のうちクラス3設備については、安全評価上その機能を期待する設備は、その機能を維持できる設計とし、その他の設備は、基準津波に対して機能を維持するか、基準津波により損傷した場合を考慮して代替設備により必要な機能を確保する等の対応を行う設計とする。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（2/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
三 上記の前二号に規定するものの他、S クラスに属する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。そのため、S クラスに属する設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。 四 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、非常用海水冷却系については、基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計であること。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 五～七（省略）			

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（3/54）

2. 基本事項

(1) 敷地及び敷地周辺における地形と施設の配置

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
第 5 条（津波による損傷の防止） 第五条 設計基準対象施設は、その供用中に当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 S クラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。そのため、以下の方針によること。 ① S クラスに属する設備（浸水防止設備及び津波監視設備を除く。以下下記第三号までにおいて同じ。）を内包する建屋及び S クラスに属する設備（屋外に設置するものに限る。）は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置すること。 ②～③（省略） 二～七（省略）	【津波ガイド：確認内容】 3. 基本事項 3.1 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等敷地及び敷地周辺の図面等に基づき、以下を把握する。 (1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川が存在 (2) 敷地における施設（以下、例示）の位置、形状等 ① 耐震 S クラスの設備を内包する建屋 ② 耐震 S クラスの屋外設備	耐津波設計の前提条件における必要な事項として、敷地及び敷地周辺の地形、施設の配置等について、図面等を用いて網羅的に示している。 具体的には、敷地及び敷地周辺の地形、施設の配置等について、図面等を用いて以下のとおり示している。 (1) 敷地及び敷地周辺の地形、標高、河川が存在 敷地は島根半島の中央部に位置し、北側は日本海に面しており、東西及び南側の三方向を標高 150m 程度の高さの山に囲まれている。 敷地周辺の河川としては、敷地から南方約 2 km に宍道湖から日本海に注ぐ人工河川の佐陀川がある。 施設、設備が設置される敷地の高さは、主に、EL. +8.5m, EL. +15.0m, EL. +44.0mの高さに分かれている。 (2) 敷地における施設の位置、形状等 ① 防護対象とする施設を内包する建物及び区画として、タービン建物を EL. +8.5mの敷地に、原子炉建物、制御室建物及び廃棄物処理建物を EL. +15mの敷地に設置する。 ② 屋外設備としては B-非常用ディーゼル燃料設備を EL. +15.0mの敷地に、A、H-非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を EL. +8.5mの敷地に設置す	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（4/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	③津波防護施設（防潮堤、防潮壁等） ④浸水防止設備（水密扉等）※ ⑤津波監視設備（潮位計、取水ピット水位計等）※ ※ 基本設計段階で位置が特定されているもの ⑥敷地内（防潮堤の外側）の遡上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等） (3)敷地周辺の人工構造物（以下は例示である。） の位置、形状等 ①港湾施設（サイト内及びサイト外）	る。 非常用海水冷却系の海水ポンプは EL. +8.5m の敷地地下の取水槽床面 EL. +1.1m に設置する。 ③津波防護施設として天端高さ EL. +15.0m の防波壁を設置する。また、防波壁通路及び 1 号炉放水連絡通路坑口部に防波扉を、1 号炉取水槽に流路縮小工を設置する。 ④浸水防止設備として、屋外排水路に屋外排水路逆止弁を設置する。また、EL. +8.5m の敷地の取水槽の天端開口部に天端高さ EL. +11.3m の防水壁及び水密扉を設置する。取水槽の床ドレン開口部に逆止弁を設置する。タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）の開口部に対して防水壁、水密扉、床ドレン逆止弁を設置する。さらに、地震により破損した場合に浸水防護重点化範囲へ津波が流入する可能性のある経路に対して隔離弁を設置するとともに基準地震動 S s による地震力に対してバウンダリ機能を保持するポンプ及び配管を設置する。 取水槽、放水槽及びタービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）の貫通部に対して止水処置を実施する。 ⑤津波監視設備として、排気筒 EL. +64m に津波監視カメラを、取水槽に下降側、上昇側の津波高さを計測するための取水槽水位計を設置する。 ⑥敷地内の遡上域（防波壁外側）の建物・構築物等として、EL. +6.0m の荷揚場に荷揚場詰所、デリッククレーン等がある。 (3)敷地周辺の人工構造物の位置、形状等 ①発電所構内の港湾施設として、防波堤及び荷揚	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（5/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	②河川堤防、海岸線の防波堤、防潮堤等 ③海上設置物（係留された船舶等） ④遡上域の建物・構築物等（一般建物、鉄塔、タンク等） ⑤敷地前面海域における通過船舶	場がある。発電所構外の港湾施設として、周辺に漁港がある。 ②それぞれの漁港には防波堤がある。 ③敷地外の海上設置物として、周辺漁港に漁船がある。また、定置網の設置海域がある。 ④敷地周辺には、民家、工場等がある。 ⑤敷地前面海域を通過する船舶としては、海上保安庁の巡視船がパトロールしている。その他、発電所から約 6 km 離れた潜戸に小型船舶による観光遊覧船の航路がある。 【重大事故等対処施設】 設計基準対象施設の防護対象とする施設を内包する建物及び区画以外の建物及び区画に設置する重大事故等対処施設は、第 1 ベントフィルタ格納槽、低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽、ガスタービン発電機用軽油タンクを敷設するエリア、ガスタービン発電機建物、緊急時対策所及び第 1 ～第 4 保管エリアに設置する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（6/54）

（2）基準津波による敷地周辺の遡上域及び浸水域

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 Sクラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。そのため、以下の方針によること。 ①（省略） ②上記①の遡上波の到達防止に当たっては、敷地及び敷地周辺の地形及びその標高、河川等の存在並びに地震による広域的な隆起・沈降を考慮して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討すること。また、地震による変状又は繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地形又は河川流路の変化等が考えられる場合は、敷地への遡上経路に及ぼす影響を検討すること。 ③（省略） 二～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域 3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価 遡上・浸水域の評価に当たっては、次に示す事項を考慮した遡上解析を実施して、遡上波の回り込みを含め敷地への遡上の可能性を検討すること。 ・敷地及び敷地周辺の地形とその標高 ・敷地沿岸域の海底地形 ・津波の敷地への侵入角度	【津波ガイド：確認内容】 3.2 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域 3.2.1 敷地周辺の遡上・浸水域の評価 (1) 上記の考慮事項に関して、遡上解析（砂移動の評価を含む）の手法、データ及び条件を確認する。確認のポイントは以下のとおり。 ① 敷地及び敷地周辺の地形とその標高について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。 ② 敷地沿岸域の海底地形の根拠が明示され、その根拠が信頼性を有するものか。 ③ 敷地及び敷地周辺に河川、水路が存在する場合	遡上解析について、公的機関による信頼性の高いデータや最新技術に基づいたデータを用いてモデルを作成すること及び地震による影響を適切に考慮したうえで敷地への遡上の可能性を検討している。 具体的には、以下のとおり遡上解析を実施している。 (1) 遡上・浸水域の評価における考慮事項については、以下のとおりである。 ① 基準津波による遡上解析に当たっては、基準津波の評価において妥当性を確認した数値シミュレーションプログラムを用いて、地殻変動を地形に反映して津波の数値シミュレーションを実施する。計算格子間隔については、土木学会(2016)を参考に、敷地に近づくにしたがって最大800mから最小6.25mまで徐々に細かい格子サイズを用い、津波の挙動が精度よく計算できるよう適切に設定する。なお、敷地近傍及び敷地については、海底・海岸地形、敷地の構造物等の規模や形状を考慮し、格子サイズ6.25mでモデル化する。 ② 地形のモデル化に当たっては、最新の地形データを用いることとし、海域では一般財団法人日本水路協会(2008～2011)、深浅測量等による地形データを用い、陸域では、国土地理院(2014)等による地形データを用いる。また、取水路・放水路等の諸元については、発電所の竣工図等を用いる。 ③敷地周辺の河川としては、敷地から南方約2km	入力津波の設定プロセス及び結果の妥当性（論点7） 入力津波の設定についてのプロセスを網羅的に整理し、不確かさの考慮及び入力津波の設定結果の妥当性を確認する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（7/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
・敷地及び敷地周辺の河川、水路の存在 ・陸上の遡上・伝播の効果 ・伝播経路上の人工構造物	には、当該河川、水路による遡上を考慮する上で、遡上域のメッシュサイズが十分か、また、適切な形状にモデル化されているか。 ④ 陸上の遡上・伝播の効果について、遡上、伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定されているか。 ⑤ 伝播経路上の人工構造物について、遡上解析上、影響を及ぼすものが考慮されているか。遡上域のメッシュサイズを踏まえ適切な形状にモデル化されているか。 (2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮事項に対する確認のポイントは以下のとおり。 ① 敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度、並びにそれらの経時変化が把握されているか。また、敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意されているか。 ② 敷地前面又は津波侵入方向に正対した面における敷地及び津波防護施設について、その標高の分布と施設前面の津波の遡上高さの分布を比較し、遡上波が敷地に地上部から到達・流入する可能性が考え	の位置に佐陀川が存在するが、発電所とは標高 150m 程度の山地で隔てられている。この状況から敷地への遡上波に影響はない。また、EL. +8.5m 及び EL. +15.0m の発電所敷地内へ流入する水路はない。 ④ 遡上・伝播経路の状態に応じた解析モデル、解析条件が適切に設定された遡上域のモデルを作成する。 ⑤ モデル化の対象とする構造物は、耐震性や耐津波性を有する恒設の人工構造物、及び津波の遡上経路に影響する恒設の人工構造物とする。その他の津波伝播経路上の人工構造物については、構造物が存在することで津波の影響軽減効果が生じ、遡上範囲を過小に評価する可能性があることから、遡上解析上、保守的な評価となるよう対象外とする。 なお、遡上経路に影響し得る、あるいは津波伝播経路上の人工構造物である防波堤は、耐震性が確認された構造物ではないが、その存在が遡上解析に与える影響が必ずしも明確でないことから、ここではモデル化の対象とし、損傷等が遡上経路に及ぼす影響を検討する。人工構造物についても、規模や形状を考慮し、格子サイズ 6.25m でモデル化する。 (2) 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっての考慮事項については、以下のとおりである。 ① 敷地周辺の遡上・浸水域の把握に当たっては、敷地前面・側面及び敷地周辺の津波の侵入角度及び速度並びにそれらの経時変化を把握する。 敷地周辺の浸水域の寄せ波・引き波の津波の遡上・流下方向及びそれらの速度について留意する。 ② 発電所敷地周辺は、堅固な地盤上に設置した EL. +15m の防波壁及び防波壁端部の地山斜面により取り囲まれていることから設計基準対象施設の津波防護対象設備を内包する建物及び区画の設置	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（8/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	られるか。 ③ 敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的な変化、並びに河川、水路等が津波の遡上・流下方向に影響を与え、遡上波の敷地への回り込みの可能性が考えられるか。	された敷地に津波が遡上する可能性はない。 ③敷地及び敷地周辺の地形、標高の局所的な変化等による遡上波の敷地への回り込みの可能性を検討している。 なお、河川・流路等の変化による遡上波の敷地への回り込みについては、敷地周辺の河川が敷地から南方約 2 km に位置し、発電所とは標高 150m 程度の山地で隔てられており、EL. +8.5m 及び EL. +15.0m の発電所敷地内へ流入する水路はないことから、回り込みの可能性はない。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（9/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価 次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への遡上 経路に及ぼす影響を検討すること。 ・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化 ・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積により地 形、河川流路の変化	【津波ガイド：確認内容】 3.2.2 地震・津波による地形等の変化に係る評価 (1) (3.2.1)の遡上解析結果を踏まえ、遡上及び流下 経路上の地盤並びにその周辺の地盤について、地震 による液状化、流動化又はすべり、もしくは津波に よる地形変化、標高変化が考えられる場合は、遡上 波の敷地への到達（回り込みによるものを含む） の可能性について確認する。なお、敷地の周辺斜面 が、遡上波の敷地への到達に対して障壁となってい る場合は、当該斜面の地震時及び津波時の健全性に ついて、重要施設の周辺斜面と同等の信頼性を有す る評価を実施する等、特段の留意が必要である。 (2) 敷地周辺の遡上経路上に河川、水路が存在し、 地震による河川、水路の堤防等の崩壊、周辺斜面の 崩落に起因して流路の変化が考えられる場合は、遡 上波の敷地への到達の可能性について確認する。 (3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に当 たっては、地形変化、標高変化、河川流路の変化に ついて、基準地震動Ss による被害想定を基に遡上 解析の初期条件として設定していることを確認す る。	具体的には、以下のとおり検討し、評価を行う。 (1) 次に示す可能性が考えられる場合は、敷地への 遡上経路に及ぼす影響を検討する。 ・地震に起因する変状による地形、河川流路の変化 ・繰り返し襲来する津波による洗掘・堆積による地形、 河川流路の変化 防波壁（東端部）及び防波壁（西端部）は双方と も地山斜面（岩盤）に擦り付き、これらの地山が津 波の敷地への地上部からの到達に対して障壁とな っていることから、基準地震動及び基準津波に対す る健全性の確保について確認する。 (2) 敷地周辺の河川としては、敷地から南方約 2 km の位置に佐陀川が存在するが、発電所とは標高 150m 程度の山地で隔てられている。この状況から遡上波 が敷地へ到達する可能性はない。また、EL. +8.5m 及び EL. +15.0m の発電所敷地内へ流入する水路は ない。 (3) 遡上波の敷地への到達の可能性に係る検討に 当たっては、基準地震動 S s に伴い地形変化及び標 高変化が生じる可能性を踏まえ、入力津波高さへの 影響を確認するため、数値シミュレーションの条件 として沈下無しの条件に加えて、埋戻土及び砂礫層 に対して揺すり込み及び液状化に伴い地盤を沈下 させた条件についても考慮する。また、防波壁両端 部以外の敷地周辺斜面の崩壊による入力津波高さ への影響を確認するため、数値シミュレーションの 条件として斜面崩壊無しの条件に加えて、敷地周辺 の地すべり地形が判読されている地山の斜面につ	入力津波の設定プロセス及び結果の妥当性 （論点 7） 入力津波の設定についてのプロセスを網羅的に 整理し、不確かさの考慮及び入力津波の設定結果の 妥当性を確認する必要がある。 津波防護の障壁となる地山の扱い（論点 2） 基準津波による遡上波が設計基準対象施設の設 置された敷地に到達、流入することを防止するた め、防波壁端部の地山を考慮している。 このため、防波壁端部の地山が新規制基準の要求 事項に対して適合するものであるか確認する必要 がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（10/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	(4) 地震による地盤変状、斜面崩落等の評価については、適用する手法、データ及び条件並びに評価結果を確認する。	いて斜面崩壊させた条件についても考慮する。さらに、発電所の防波堤については、基準地震動による損傷の可能性あることから、数値シミュレーションの条件として防波堤有りの条件に加えて、防波堤が無い条件についても考慮する。これらの条件を考慮した数値シミュレーションを実施し、遡上波の敷地への可能性を検討する。 津波による地形の変化については、遡上域が岩盤もしくはアスファルトあるいはコンクリートで舗装されており、アスファルト部で耐性があるとされる 8m/s の流速を越える地点付近についてはコンクリート舗装等の対策工を行うことから洗掘は生じない。また、防波壁両端部の地山のせん断抵抗力は津波波力と比較して十分に大きく、津波による地山の健全性確保の見通しを確認している。これらのことから、津波による地形の変化については考慮しない。 なお、河川流路の変化を考慮した検討については、敷地周辺の河川が敷地から南方約 2 km に位置し、発電所とは標高 150m 程度の山地で隔てられており、EL. +8.5m 及び EL. +15.0m の発電所敷地内へ流入する水路はないことから検討を実施しない。 (4) 基準地震動 S_s に伴い地盤変状が生じる可能性を踏まえ、入力津波高さへの影響を確認するため、数値シミュレーションの条件として沈下無しの条件に加えて、防波壁前面に存在する埋戻土（掘削ズリ）及び砂礫層の液状化による沈下についても考慮する。 防波壁外側の地盤においては、地震に起因する変状による地形の変化を確認するために、有効応力解析に基づき沈下量を算定し、基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域の評価への影響を確認する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（11/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
		沈下量の検討では，防波壁内側の地下水位を地表面に，防波壁外側の地下水位を残留水位にそれぞれ設定した有効応力解析モデルを用いて地震による残留沈下量を求め，Ishihara ほか(1992)の地盤の相対密度に応じた最大せん断ひずみと体積ひずみ（沈下率）の関係を用いて地震後の過剰間隙水圧の消散に伴う排水沈下量を算定するとともに，地下水位以浅については，海野ら(2006)の方法に基づき，揺すり込み沈下量を算定する。なお，有効応力解析には，有効応力解析コード「F L I P（Finite element analysis of Liquefaction Program）」を用いる。 斜面崩壊が生じる可能性を踏まえ，入力津波高さへの影響を確認するため，数値シミュレーションの条件として斜面崩壊無しの条件に加えて，敷地周辺の地すべり地形が判読されている地山の斜面崩壊後の地形についても考慮する。斜面崩壊後の地形については，基準津波の評価の陸上地すべり検討で用いた二層流モデルを用い，地すべりが崩壊した後の地形を設定する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（12/54）

（3）入力津波の設定

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できること。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できること。そのため、以下の方針によること。 ①（省略） ②入力津波については、基準津波の波源からの数値計算により、各施設・設備等の設置位置において算定される時刻歴波形とすること。数値計算に当たっては、敷地形、敷地沿岸域の海底地形、津波の敷地への侵入角度、河川の有無、陸上の遡上・伝播の効果及び伝播経路上の人工構造物等を考慮すること。また、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮すること。 ③～⑧（省略） 六～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 3.3 入力津波の設定 基準津波は、波源域から沿岸域までの海底地形等を考慮した、津波伝播及び遡上解析により時刻歴波形として設定していること。 入力津波は、基準津波の波源から各施設・設備等の	【津波ガイド：確認内容】 3.3 入力津波の設定 (1)入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示していること。なお、潮位変動等については、入力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮するものとする。 (2)入力津波の設定に当たっては、入力津波が各施設・設備の設計に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定した上で、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）が安全側に評価されることを確認する。 (3)施設が海岸線の方向において広がり有している場合（例えば敷地前面の防潮堤、防潮壁）は、複数の位置において荷重因子の値の大小関係を比較し、当該施設に最も大きな影響を与える波形を入力津波として設定していることを確認する。	基準津波の波源からの数値シミュレーションにより、各施設、設備等の設置位置において、海水面からの水位変動量の時刻歴波形で設定すること、輪谷湾の湾口、湾中央、湾奥部、取水口位置等における局所的な海面振動の励起を評価し、その結果を考慮する。 津波防護施設及び浸水防止設備の設計に用いる入力津波の設定について、敷地及びその周辺の遡上域、津波の伝播経路の不確かさ並びに施設の広がり等を考慮する。 具体的には、以下のとおり、入力津波を設定する。 (1) 入力津波は、海水面の基準レベルからの水位変動量を表示する。なお、朔望平均潮位、潮位のばらつき、高潮及び地殻変動については、入力津波を設計又は評価に用いる場合に考慮する。 (2) 入力津波が各施設・設備の設計・評価に用いるものであることを念頭に、津波の高さ、津波の速度、衝撃力等、着目する荷重因子を選定したうえで、各施設・設備の構造・機能損傷モードに対応する効果を安全側に評価する。 (3) 施設が海岸線の方向において広がり有しているため、施設護岸又は防波壁における荷重因子の値の大小関係を比較し、施設に最も大きな影響を与える波形を入力津波とする。なお、1号放水連絡通路防波壁は、海岸線の方向において広がり有している施設護岸又は防波壁の延長上と考えられるた	入力津波の設定プロセス及び結果の妥当性（論点7） 入力津波の設定についてのプロセスを網羅的に整理し、不確かさの考慮及び入力津波の設定結果の妥当性を確認する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（13/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
設置位置において算定される時刻歴波形として設定していること。 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮すること。	(4) 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。 ① 港湾内の局所的な海面の固有振動に関しては、港湾周辺及び港湾内の水位分布、速度ベクトル分布の経時的变化を分析することにより、港湾内の局所的な現象として生じているか、生じている場合、その固有振動による影響が顕著な範囲及び固有振動の周期を把握する。 ② 局所的な海面の固有振動により水位変動が大きくなっている箇所がある場合、取水ビット、津波監視設備（敷地の潮位計等）との位置関係を把握する。（設計上クリティカルとなる程度に応じて緩和策、設備設置位置の移動等の対応を検討）	め、施設護岸又は防波壁を1号放水口護岸又は1号放水連絡通路防波扉を含めた評価地点とする。 (4) 基準津波及び入力津波の設定に当たっては、津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起を適切に評価し考慮する。 ① 津波による港湾内の局所的な海面の固有振動の励起について確認するため、湾口、湾中央、湾奥等の時刻歴波形を比較した。その結果、湾の伝搬先で水位のピーク値が大きくなり、一部地点（湾奥東）においては、上昇側のみピーク値の増加が顕著に認められる。これらは、伝搬先の水深が浅くなることによる水位の増幅、海面の固有振動による励起及び隅角部における反射の影響であり、津波の数値シミュレーションにおいて適切に再現されている。 なお、湾奥東の地点のように、ピーク値の増加が顕著に認められる地点があることから、入力津波の設定に当たっては、保守的な評価となるよう当該地点における最大の水位を一律に評価地点（施設護岸又は防波壁）の入力津波高さとして設定している。 ② 取水口位置における水位変動について確認を行い、伝搬先（取水口位置）においてピーク値が大きくなることを確認した。これは、水深が浅くなることによる増幅の影響及び湾の固有周期と湾中央での基準津波の周期に近いことから海面の固有振動による励起の影響と推察される。この励起の影響は津波の数値シミュレーションにおいて適切に再現されている。また、津波監視設備が設置されている取水槽内部の水位変動については、上記のとおり励起の影響と推察される水位変動が認められる取水口位置における水位変動を初期条件とした管路計算を実施している。	

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（14/54）

（4）津波防護の方針設定に当たっての考慮事項（水位変動、地殻変動）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～六（省略） 七 津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに非常用海水冷却系の評価に当たっては、入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位を考慮して安全側の評価を実施すること。なお、その他の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮すること。また、地震により陸域の隆起又は沈降が想定される場合、想定される地震の震源モデルから算定される、敷地の地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施すること。 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 3.4 津波防護方針の審査に当たっての考慮事項（水位変動、地殻変動） 入力津波による水位変動に対して朔望平均潮位（注）を考慮して安全側の評価を実施すること。 注）：朔（新月）及び望（満月）の日から5日以内に観測された、各月の最高満潮面及び最低干潮面を1年以上にわたって平均した高さの水位をそれぞれ、朔望平均満潮位及び朔望平均干潮位という 潮汐以外の要因による潮位変動についても適切に評価し考慮すること。 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、地殻変動による敷地の隆起または沈降及び、地震動に伴う敷地地盤の沈下を考慮して安全側の評価を実施すること。	【津波ガイド：確認内容】 3.4 津波防護方針の審査に当たっての考慮事項（水位変動、地殻変動） (1) 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間、観測設備の仕様に留意の上、朔望平均潮位を評価していることを確認する。 (2) 上昇側の水位変動に対して朔望平均満潮位を考慮し、上昇側評価水位を設定していること、また、下降側の水位変動に対して朔望平均干潮位を考慮し、下降側評価水位を設定していることを確認する。 (3) 潮汐以外の要因による潮位変動について、以下の例のように評価し考慮していることを確認する。 ① 敷地周辺の港又は敷地における潮位観測記録に基づき、観測期間等に留意の上、高潮発生状況（程度、台風等の高潮要因）について把握する。 ② 高潮要因の発生履歴及びその状況、並びに敷地における汀線の方角等の影響因子を考慮して、高潮の発生可能性とその程度（ハザード）について検討	水位変動及び地殻変動について、朔望平均満潮位を入力津波の上昇側水位変動に対して考慮し、朔望平均干潮位を入力津波の下降側水位変動に対して考慮するとともに、潮汐以外の要因の中で最も影響の大きな高潮による水位変動をハザードの評価に基づき保守的に評価すること、また、地震に伴う地殻変動による沈降を上昇側の水位変動に対して考慮し、下降側の水位変動に対して考慮しない保守的な評価をしている。 具体的には、津波防護施設及び浸水防止設備の設計並びに原子炉補機冷却海水系の評価について、以下のとおり実施している。 (1) 朔望平均潮位については、発電所構内（輪谷湾）における潮位観測記録に基づき、観測期間及び観測設備の仕様に留意のうえ、評価を実施する。 (2) 潮位変動として、上昇側の水位変動に対しては朔望平均満潮位 EL. +0.58m 及び潮位のばらつき 0.14m を考慮し、下降側の水位変動に対しては朔望平均干潮位 EL. -0.02m 及び潮位のばらつき 0.17m を考慮する。 (3) 潮汐以外の要因による潮位変動については、影響の大きなものとして高潮を抽出する。観測地点「発電所構内（輪谷湾）」における過去約15年の潮位観測記録に基づき高潮の発生状況の調査及び高潮のハザードの評価を行い、基準津波の超過確率を踏まえ、再現期間100年の高潮を算定し、これと基準津波との重量を考慮する。 基準津波による基準津波策定位置における水位	入力津波の設定プロセス及び結果の妥当性（論点7） 入力津波の設定についてのプロセスを網羅的に整理し、不確かさの考慮及び入力津波の設定結果の妥当性を確認する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（15/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	する。 ③ 津波ハザード評価結果を踏まえた上で、独立事象としての津波と高潮による重量頻度を検討した上で、考慮の可否、津波と高潮の重量を考慮する場合の高潮の再現期間を設定する。 (4) 地震により陸域の隆起または沈降が想定される場合、以下の例のように地殻変動量を考慮して安全側の評価を実施していることを確認する。 ① 広域的な地殻変動を評価すべき波源は、地震の震源と解釈し、津波波源となる地震の震源（波源）モデルから算定される広域的な地殻変動を考慮することとする。 ② プレート間地震の活動に関連して局所的な地殻変動があった可能性が指摘されている場合（南海トラフ沿岸部に見られる完新世段丘の地殻変動等）は、局所的な地殻変動量による影響を検討する。 ③ 地殻変動量は、入力津波の波源モデルから適切に算定し設定すること。 ④ 地殻変動が隆起又は沈降によって、以下の例のように考慮の考え方が異なることに留意が必要である。 a) 地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対して安全機能への影響を評価（以下「安全評価」という。）する際には、対象物の高さに隆起量を加算した後で、下降側評価水位と比較する。また、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、隆起しないものと仮定して、対象物の高さとは昇側評価水位を直接比較する。	の年超過確率は $10^{-3} \sim 10^{-5}$ 程度であり、独立事象として津波と高潮が重畳する可能性は極めて低いと考えられるものの、高潮ハザードについては、プラント運転期間を超える再現期間 100 年に対する期待値 EL. +1.36m と入力津波で考慮した期望平均満潮位 EL. +0.58m と潮位のばらつき 0.14m の合計との差である 0.64m を外郭防護の裕度評価において参照する。 (4) 地震による陸域の隆起又は沈降が想定される場合の地殻変動量の考慮について、以下のとおりである。 ① 地震に伴う地殻変動による敷地の隆起又は沈降は、入力津波の波源及び基準地震動 S s の震源を対象とし、地殻変動解析に基づき設定する。 ② 島根原子力発電所の敷地は日本海側に位置しているため、プレート間地震による局所的な地殻変動の影響はない。 ③ 地殻変動量は、入力津波の波源モデル及び基準地震動 S s の震源から算定し設定する。 ④・⑤ 地殻変動が隆起の場合、下降側の水位変動に対する安全評価の際には、下降側評価水位から隆起量を差引いた水位と対象物の高さを比較する。また、上昇側の水位変動に対する安全評価の際には、隆起を考慮しないものと仮定して、対象物の高さと上昇側評価水位を直接比較する。 地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対する安全評価の際には、上昇側水位に沈降量を加算して、対象物の高さと比較する。また、下降側の水位変動に対する安全評価の際には、沈降しないものと	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（16/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	b) 地殻変動が沈降の場合、上昇側の水位変動に対して安全評価する際には、対象物の高さから沈降量を引算した後で、上昇側評価水位と比較する。また、下降側の水位変動に対して安全評価する際には、沈降しないものと仮定して、対象物の高さで下降側評価水位を直接比較する。 ⑤ 基準地震動評価における震源モデルから算定される広域的な地殻変動についても、津波に対する安全性評価への影響を検討する。 ⑥ 広域的な余効変動が継続中である場合は、その傾向を把握し、津波に対する安全性評価への影響を検討する。	仮定して、対象物の高さで下降側評価水位を直接比較する。 津波波源となる地震による地殻変動としては、海城活断層及び日本海東縁部の津波波源を想定する。海城活断層による地殻変動量は、0.34m の隆起である。日本海東縁部に想定される地震による津波については、起因となる波源が敷地から十分に離れており、敷地への地震による地殻変動の影響は十分に小さいため、地殻変動量を考慮しない。また、基準地震動 S_s の震源による地殻変動としては、宍道断層及び海城活断層を想定する。宍道断層による地殻変動量は、0.02m 以下の沈降であり、敷地への影響が十分小さいことから考慮しない。海城活断層による地殻変動量は、0.34m の隆起である。 以上のことから、下降側の水位変動に対して安全機能への影響を評価する際には、0.34m の隆起を考慮する。一方、上昇側の水位変動に対して安全機能への影響を評価する際には、地殻変動量は考慮しない。 ⑥ 基準地震動 S_s の評価における検討用地震の震源において最近地震は発生していないことから広域的な余効変動は生じておらず、津波に対する安全性評価に影響を及ぼすことはない。	

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（17/54）

3. 津波防護方針

（1）津波防護の基本方針

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 Sクラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。そのため、以下の方針によること。 ①～③（省略） 二 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、以下の方針によること。 ①～③（省略） 三 上記の前二号に規定するものの他、Sクラスに属する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。そのため、Sクラスに属する設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。 四～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4. 津波防護方針	【津波ガイド：確認内容】 4. 津波防護方針 4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 (1) 敷地の特性（敷地の地形、敷地周辺の津波の遡上、浸水状況等）に応じた基本方針（※）を確認する。 ※基本方針 (1) 津波の敷地への流入防止 重要な安全機能を有する施設の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入させない。また、取水路、放水路等の経路から流入させない。 (2) 漏水による安全機能への影響防止 取水・放水施設、地下部において、漏水可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止する。 (3) 津波防護の多重化 上記2 方針のほか、重要な安全機能を有する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。	津波防護の基本方針について、敷地の特性に応じた方針であること及び当該方針に基づく津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等の配置を図面により整理している。 具体的には、敷地及び敷地周辺の地形・標高図、施設配置図等を示したうえで、津波防護の基本方針を以下のとおりとしている。 (1) 敷地の特性に応じた基本方針 ①設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。以下③において同じ。）を内包する建物及び区画の設置された敷地には、基準津波による遡上波を地上部から到達、流入させない設計としている。 また、取水路、放水路等の経路から流入させない設計としている。 ②取水・放水施設、地下部等において、漏水の可能性を考慮のうえ、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能を有する施設への影響を防止できる設計としている。 ③建物内の海水を内包する低耐震クラスの機器・配管が地震により破断することを想定し、そこからの津波の流入に対して防護対象とする施設の安全機能が損なわれない設計としている。 ①及び②の方針のほか、設計基準対象施設の津波	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（18/54）

設置許可基準規則／解釈, 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
4.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針が敷地及び敷地周辺全体図、施設配置図等により明示されていること。 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備等として設置されるものの概要が網羅かつ明示されていること。	(4) 水位低下による安全機能への影響防止 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止する。 (2) 敷地の特性に応じた津波防護の概要（外殻防護の位置及び浸水想定範囲の設定、並びに内郭防護の位置及び浸水防護重点化範囲の設定等）を確認する。	防護対象設備を内包する建物及び区画については、浸水防護を実施することにより、津波による影響等から隔離可能な設計としている。 ④ 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施設への影響を防止できる設計としている。 ⑤ 津波監視設備については、入力津波に対して、津波監視機能が保持できる設計としている。 上記の基準津波による遡上波の敷地への到達、流入防止に当たっては、設置する防波壁等が敷地の特徴を踏まえて、新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。 基準津波による遡上波が取水路・放水路等の経路から敷地に到達、流入することを防止するため、取水槽防水壁、水密扉及び 1 号炉取水槽流路縮小工を設置する。 このため、取水槽防水壁等が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。 【重大事故等対処施設】 重大事故等対処施設について、設計基準対象施設と同じ耐津波設計方針により、重大事故等対処施設が基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれない設計とする。 具体的には、以下のとおりである。 設計基準対象施設の津波防護対象施設を内包す	防波壁の構造成立性（論点 3） 基準津波による遡上波の敷地への到達、流入防止に当たっては、設置する防波壁が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。 取水槽防水壁等の構造成立性、影響評価（論点 1） 取水路、放水路等の経路から、基準津波による遡上波の敷地への到達、流入防止に当たっては、設置する取水槽防水壁、水密扉及び 1 号炉取水槽流路縮小工が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（19/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
		る建物及び区画に設置する重大事故等対処施設は、設計基準対象施設と同じ耐津波設計方針とする。 それ以外の建物及び区画に設置する第 1 ベントフィルタ格納槽，低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽，ガスタービン発電機用軽油タンクを敷設するエリア，ガスタービン発電機建物，緊急時対策所及び第 1 ～第 4 保管エリアは，津波による遡上波が到達しない高さの敷地に設置又は防波壁及び防波扉内に設置し，設計基準対象施設と同じ耐津波設計方針とする。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（20/54）

（2）敷地への浸水防止（外殻防護 1）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一 S クラスに属する施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。下記第三号において同じ。）の設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させないこと。また、取水路及び排水路等の経路から流入させないこと。そのため、以下の方針によること。 ① S クラスに属する設備（浸水防止設備及び津波監視設備を除く。以下下記第三号までにおいて同じ。）を内包する建屋及び S クラスに属する設備（屋外に設置するものに限る。）は、基準津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。なお、基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置すること。 ②（省略） ③ 取水路又は放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すことにより、津波の流入を防止すること。 二～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.2 敷地への浸水防止（外郭防護 1） 4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び重要な安全機能を有する屋外設備等は、基準津波	【津波ガイド：確認内容】 4.2 敷地への浸水防止（外郭防護 1） 4.2.1 遡上波の地上部からの到達、流入の防止 (1) 敷地への浸水の可能性のある経路（遡上経路）の特定 (3.2.1)における敷地周辺の遡上の状況、浸水域の分布等を踏まえ、以下を確認する。 ① 重要な安全機能を有する設備又はそれを内包する建屋の設置位置・高さに、基準津波による遡上波が到達しないこと、または、到達しないよう津波防護施設を設置していること。	遡上波の地上部からの到達、流入の防止について、基準津波による敷地への浸水を防止する方針とし、遡上域を把握するための解析に基づき、遡上波の到達の可能性がある津波防護対象設備の周囲に津波防護施設及び浸水防止設備を設置することとしている。 具体的には、遡上波の地上部からの到達、流入を防止するため、以下の方針としている。 (1) 敷地への浸水の可能性のある経路 ① 基準津波による遡上解析について、地震による影響（地形変化及び地殻変動）、水位変動等を初期条件として考慮して実施した。その結果、入力津波高さは、施設護岸及び防波壁で EL. +11.9m である。 設計基準対象施設の津波防護対象設備（津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非常用取水設備を除く。）を内包する原子炉建物、制御室建物及び廃棄物処理建物は EL. +15.0m、タービン建物は EL. +8.5m、屋外の防護対象とする施設である非常用海水冷却系の海水ポンプ、A、H-非常用ディーゼル燃料設備、排気筒及び屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒、タービン建物～放水槽）は EL. +8.5m、B-非常用ディーゼル燃料設備及び屋外配管ダクト（復水貯蔵タンク～原子炉建物）は EL. +15.0m の高さの敷地にあり、EL. +8.5m の敷地は津波が到達するため、津波防護施設として防波壁及び防波扉を設置する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（21/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。 基準津波による遡上波が到達する高さにある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備を設置すること。	② 津波防護施設を設置する以外に既存の地山斜面、盛土斜面等の活用の有無。また、活用の際に補強等の実施の有無。 (2) 津波防護施設の位置・仕様を確認する。 ① 津波防護施設の種類（防潮堤、防潮壁等）及び箇所 ② 施設ごとの構造形式、形状 (3) 津波防護施設における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。 ① 要求事項に適合するよう、特定した遡上経路に浸水防止設備を設置する方針であること。 ② 止水対策を実施する予定の部位が列記されていること。以下、例示。 a) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理 b) 躯体開口部（扉、排水口等）	上記の基準津波による遡上波の敷地への到達、流入防止に当たっては、設置する防波壁等が敷地の特徴を踏まえて、新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。 ②敷地北側の防波壁の端部では、地震時及び津波時においても津波防護機能を十分に保持する地山斜面により、遡上波の地上部からの到達、流入を防止する。 基準津波による遡上波が設計基準対象施設の設置された敷地に到達、流入することを防止するため、防波壁端部の地山を考慮している。 このため、防波壁端部の地山が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。 (2) 4. 1 に後述する。 (3) 津波防護施設における浸水防止設備の設置はない。	防波壁の構造成立性（論点 3） 基準津波による遡上波の敷地への到達、流入防止に当たっては、設置する防波壁が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。 津波防護の障壁となる地山の扱い（論点 2） 基準津波による遡上波が設計基準対象施設の設置された敷地に到達、流入することを防止するため、防波壁端部の地山を考慮している。 このため、防波壁端部の地山が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（22/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 取水路、放水路等の経路から、津波が流入する可能性について検討した上で、流入の可能性のある経路（扉、開口部、貫通部等）を特定すること。 特定した経路に対して浸水対策を施すことにより津波の流入を防止すること。	【津波ガイド：確認内容】 4.2.2 取水路、放水路等の経路からの津波の流入防止 (1) 敷地への海水流入の可能性のある経路（流入経路）の特定 以下のような経路（例示）からの津波の流入の可能性を検討し、流入経路を特定していることを確認する。 ① 海域に接続する水路から建屋、土木構造物地下部へのバイパス経路（水路周辺のトレンチ開口部等） ② 津波防護施設（防潮堤、防潮壁）及び敷地の外側から内側（地上部、建屋、土木構造物地下部）へのバイパス経路（排水管、道路、アクセス通路等）	取水路、放水路等の経路から津波が流入する可能性を網羅的に検討して、取水路、放水路及び屋外排水路を流入経路として特定したうえで、津波防護施設及び浸水防止設備を設置することにより津波の流入を防止することとしている。 具体的には、以下のとおり、流入経路を特定したうえで、流入防止対策を施すこととする。 (1) 海域とつながる取水路、放水路等の開口部の設置位置において、入力津波高さと開口部の高さとを比較することにより、津波防護対象とする施設を内包する建物及び区画へ流入する可能性を検討する。流入経路として、以下を特定した。 ① 取水路から敷地地上部への津波の流入については、取水槽の開口がEL. +8.8mに位置することから、流入経路として取水槽天端開口部を特定した。また、取水槽C/C ケーブルダクトを介して敷地に流入する可能性があることから、取水槽C/C ケーブルダクト貫通部を特定した。 取水路から非常用海水冷却系の海水ポンプ等を設置するエリアへの津波の流入については、管路解析により評価を行い、取水槽の入力津波高さEL. +10.6mに対し、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアの床面がEL. +1.1mに位置することから、流入経路として、床ドレン開口部を特定した。 また、取水槽からタービン建物等へ海水を送水する海水系配管を特定した。 ② 放水路からタービン建物への津波の流入については、管路解析により評価を行い、放水槽の入力津波高さEL. +7.9mに対し、屋外配管ダクト（ター	

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（23/54）

設置許可基準規則／解釈, 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	③ 敷地前面の沖合から埋設管路により取水する場合の敷地内の取水路点検口及び外部に露出した取水ピット等（沈砂池を含む） ④ 海域への排水管等 (2) 特定した流入経路における津波防護施設の配置・仕様を確認する。 ① 津波防護施設の種類（防潮壁等）及び箇所 ② 施設ごとの構造形式、形状 (3) 特定した流入経路における浸水防止設備の設置の方針に関して、以下を確認する。 ① 要求事項に適合するよう、特定した流入経路に浸水防止設備を設置する方針であること。 ② 浸水防止設備の設置予定の部位が列記されていること。以下、例示。 a) 配管貫通部 b) 電路及び電線管貫通部、並びに電気ボックス等における電線管内処理 c) 空調ダクト貫通部	ビン建物～放水槽）底面がEL. +2.0mに位置することから、流入経路として屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）の貫通部を特定した。 屋外排水路から敷地地上部への津波の流入については、遡上解析により評価を行い、施設護岸の入力津波高さEL. +11.9mに対し、屋外排水路の集水橋上面がEL. +8.5mに位置することから、流入経路として屋外排水路を特定した。 ③ 1号炉取水路から敷地地上部への津波の流入経路として、1号炉取水槽天端開口を特定した。 ④ 海域への排水管として、廃棄物処理建物からタービン建物を経由し放水槽に排水する液体廃棄物処理系配管を特定した。 (2) 特定した経路から津波が流入することを防止するため、以下の対策を講じる。 ① 1号炉取水路からの津波の流入に対し、津波防護施設として、1号炉取水槽に流路縮小工を設置する。 ② 4. (1) に後述する。 (3) 取水路からの津波の流入に対し、浸水防止設備として取水槽天端開口部に防水壁及び水密扉を、床ドレン開口部に逆止弁を設置する。また、取水槽C/Cケーブルダクトの貫通部に貫通部止水処置を実施する。 放水路からの津波の流入に対し、屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）の貫通部に貫通部止水処置を実施する。さらに、屋外排水路からの津波の流入に対し、浸水防止設備として屋外排水路に屋外排水路逆止弁を設置する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（24/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	d) 躯体開口部（扉、排水口等）	基準津波による遡上波が取水路・放水路等の経路から敷地に到達，流入することを防止するため，防水壁，水密扉及び 1 号炉取水槽流路縮小工を設置する。 このため，防水壁等が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。	流路縮小工等の構造成立性，影響評価（論点 1） 取水路・放水路等の経路から，基準津波による遡上波の敷地への到達，流入防止に当たっては，設置する取水槽防水壁，水密扉及び 1 号炉取水槽流路縮小工が新規制基準の要求事項に対して適合するものであるか確認する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（25/54）

（3）漏水による重要な安全機能を有する施設への影響防止（外殻防護 2）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一（省略） 二 取水・放水施設及び地下部等において、漏水する可能性を考慮の上、漏水による浸水範囲を限定して、重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、以下の方針によること。 ①取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設及び地下部等における漏水の可能性を検討した上で、漏水が継続することによる浸水範囲を想定（以下「浸水想定範囲」という。）するとともに、同範囲の境界において浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すことにより浸水範囲を限定すること。 ②浸水想定範囲の周辺に S クラスに属する設備がある場合は、防水区画化するとともに、必要に応じて浸水量評価を実施し、安全機能への影響がないことを確認すること。 ③浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置すること。 三～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2） 4.3.1 漏水対策 取水・放水設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設や地下部等における漏水の可能性を検	【津波ガイド：確認内容】 4.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護 2） 4.3.1 漏水対策 (1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量及び浸水防止設備の仕様について、確認する。	重要な安全機能を有する施設への漏水による影響を防止するため、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアを浸水想定範囲として設定したうえで、浸水防止設備を設置し浸水範囲を限定する。 具体的には、以下のとおり、浸水想定範囲を設定したうえで、浸水対策を施すこととする。 (1) 設置される設備の構造上の特徴等を考慮して、取水・放水施設、地下部等における漏水の可能性を検討し、津波が取水路から流入する可能性があり、漏水が継続するものと仮定して取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアを浸水想定範囲として設定する。 浸水想定範囲の境界から浸水の可能性のある経路として、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアの床面に開口部が存在するため、これらに床ドレン逆止弁を設置する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（26/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
討すること。 漏水が継続することによる浸水の範囲を想定（以下 「浸水想定範囲」という。） すること。 浸水想定範囲の境界において浸水の可能性のある 経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等） を特定す ること。 特定した経路、浸水口に対して浸水対策を施すこと により浸水範囲を限定すること。			
【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.3.2 安全機能への影響確認 浸水想定範囲の周辺に重要な安全機能を有する設 備等がある場合は、防水区画化すること。 必要に応じて防水区画内への浸水量評価を実施し、 安全機能への影響がないことを確認すること。	【津波ガイド：確認内容】 4.3.2 安全機能への影響確認 (1) 要求事項に適合する影響確認の方針であること を確認する。なお、後段規制（工事計画認可）にお いては、浸水想定範囲、浸水経路・浸水口・浸水量 及び浸水防止設備の仕様を確認する。	重要な安全機能を有する施設への影響評価につ いて、浸水想定範囲である取水槽海水ポンプエリア を防水区画化したうえで、区画内の漏水評価によっ て非常用海水冷却系の海水ポンプへの影響がない ことを確認する方針である。 具体的には、以下のとおりである。 (1) 浸水想定範囲である取水槽海水ポンプエリア に津波防護対象設備である非常用海水冷却系の海 水ポンプを設置しているため、取水槽海水ポンプエ リアを防水区画化することとしている。 また、取 水槽海水ポンプエリアに設置する床ドレン逆止弁 及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する床ドレ ン逆止弁について、漏水による浸水経路となる可能 性があるため、浸水量を評価し、非常用海水冷却系 の海水ポンプへの影響がないことを確認する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（27/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.3.3 排水設備設置の検討 浸水想定範囲における長期間の冠水が想定される場合は、排水設備を設置すること。	【津波ガイド：確認内容】 4.3.3 排水設備設置の検討 (1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水想定範囲における排水設備の必要性、設置する場合の設備仕様について確認する。	排水設備設置の検討について、「重要な安全機能を有する施設への影響評価」における「浸水想定範囲における浸水量評価」に基づき、長期間の浸水の有無に応じて排水設備を設置する方針とする。 具体的には、以下のとおりである。 (1) 浸水想定範囲における「重要な安全機能を有する施設への影響評価」の浸水量評価に基づき、長期間の浸水が想定される場合は、取水槽海水ポンプエリアに排水設備を設置する方針とする。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（28/54）

（4）重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～二（省略） 三 上記の前二号に規定するものの他、S クラスに属する施設については、浸水防護をすることにより津波による影響等から隔離すること。そのため、S クラスに属する設備を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化するとともに、津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸水量を保守的に想定した上で、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路及び浸水口（扉、開口部及び貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。 四～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護） 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定 重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については、浸水防護重点化範囲として明確化すること。	【津波ガイド：確認内容】 4.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護） 4.4.1 浸水防護重点化範囲の設定 (1) 重要な安全機能を有する設備等（耐震 S クラスの機器・配管系）のうち、基本設計段階において位置が明示されているものについては、それらの設備等を内包する建屋、区画が津波防護重点範囲として設定されていることを確認する。 (2) 基本設計段階において全ての設備等の位置が明示されているわけではないため、工事計画認可の段階において津波防護重点化範囲を再確認する必要がある。したがって、基本設計段階において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建屋及び区画単位で津波防護重点化範囲を工認段階で設定することが方針として明記されていることを確認する。	重要な安全機能を有する設備を内包する建物及び区画について、浸水防護重点化範囲を設定する方針としている。 具体的には、以下のとおりである。 (1) 津波に対する浸水防護重点化範囲として、原子炉建物、タービン建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、廃棄物処理建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、制御室建物（耐震 S クラスの設備を設置するエリア）、取水槽海水ポンプエリア、取水槽循環水ポンプエリア及び屋外配管ダクト（B-非常用ディーゼル燃料設備～原子炉建物、タービン建物～排気筒及びタービン建物～放水槽）並びに非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒を敷設する区画を設定する。 (2) 基本設計段階において位置が確定していない設備等に対しては、内包する建物及び区画単位で浸水防護重点化範囲を詳細設計段階で設定する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（29/54）

設置許可基準規則／解釈, 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量を安全側に想定すること。 浸水範囲、浸水量の安全側の想定に基づき、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性のある経路、浸水口（扉、開口部、貫通口等）を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと。	【津波ガイド：確認内容】 4.4.2 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 (1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、浸水範囲、浸水量の想定、浸水防護重点化範囲への浸水経路・浸水口及び浸水防止設備の仕様について、確認する。 (2) 津波による溢水を考慮した浸水範囲、浸水量については、地震による溢水の影響も含めて、以下の例のように安全側の想定を実施する方針であることを確認する。 ① 地震・津波による建屋内の循環水系等の機器・配管の損傷による建屋内への津波及び系統設備保有水の溢水、下位クラス建屋における地震時のドレン系ポンプの停止による地下水の流入等の事象が想定されていること。 ② 地震・津波による屋外循環水系配管や敷地内の	浸水防護重点化範囲への流入量を評価していること、浸水防護重点化範囲への流入防止対策を施すことにより重要な安全機能を有する設備が津波等による影響を受けない設計とする。 具体的には、以下のとおり、浸水対策を実施する。 (1)・(2) 浸水防護重点化範囲への津波の流入については、タービン建物（復水器を設置するエリア）及び屋外の取水槽循環水ポンプエリアの循環水系配管を含む低耐震クラス機器・配管、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び屋外の取水槽海水ポンプエリアの低耐震クラス機器・配管の破断箇所から溢水した海水の流入並びに地震時における地下水の流入を以下のとおり検討し、浸水防護重点化範囲への流入経路を特定する。 ①タービン建物（復水器を設置するエリア）に流入した津波によりタービン建物（復水器を設置するエリア）に隣接する浸水防護重点化範囲（タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、原子炉建物、取水槽循環水ポンプエリア）が受ける影響を評価する。浸水防護重点化範囲への流入防止対策については、特定した経路に対して、防水壁、水密扉及び床ドレン逆止弁を設置し、貫通部止水処置を実施する。 ②屋外の循環水ポンプ及び配管を設置する取水槽	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（30/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	タンク等の損傷による敷地内への津波及び系統設備保有水の溢水等の事象が想定されていること。 ③ 循環水系機器・配管損傷による津波浸水量については、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し来襲が考慮されていること。 ④ 機器・配管等の損傷による溢水量については、内部溢水における溢水事象想定を考慮して算定し	循環水ポンプエリアは当該区画が浸水防護重点化範囲であるため、取水槽循環水ポンプエリアが受ける影響を評価する。また、屋外の海域と接続する低耐震クラス機器・配管を設置する取水槽海水ポンプエリアは当該区画が浸水防護重点化範囲であるため、取水槽海水ポンプエリアが受ける影響を評価する。 屋外タンクの損傷による溢水について、別途溢水に対する評価を実施する。 浸水防護重点化範囲への流入防止対策については、特定した経路に対して、基準地震動 S_s による地震力に対するバウンダリ機能を保持するとともに、隔離弁を設置する。 ③ 循環水系配管の破断による津波の流入については、津波が襲来する前に循環水ポンプ出口弁及び復水器水室出口弁を閉止するインターロック（地震加速度大及びタービン建物の漏えい信号で作動）を設け、津波の流入を防止することから、流入量は考慮しない。 また、タービン補機海水系配管の破断による津波の流入については、津波が襲来する前にタービン補機海水ポンプ出口弁を閉止するインターロック（地震加速度大及びタービン建物又は取水槽循環水ポンプエリアの漏えい信号で作動）を設け、取水路側からの津波の流入を防止することから、津波の流入量は考慮しない。 さらに、タービン補機海水系配管（放水配管）及び液体廃棄物処理系配管の破断による津波の流入については、逆止弁を設置し、放水路側からの津波の流入を防止することから、津波の流入量は考慮しない。 ④ 地震に起因する、循環水系配管の伸縮継手及び低耐震クラス機器・配管の破断を想定し、当該箇	

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（31/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	ていること。 ⑤ 地下水の流入量については、例えば、ドレン系が停止した状態での地下水位を安全側（高め）に設定した上で、当該地下水位まで地下水の流入を考慮するか、又は対象建屋周辺のドレン系による1日当たりの排水量の実績値に対して、外部の支援を期待しない約7日間の積算値を採用する等、安全側の仮定条件で算定していること。 ⑥ 施設・設備施工上生じうる隙間部等についても留意し、必要に応じて考慮すること。	所から循環水ポンプ停止及び復水器水室出口弁閉止までに生じる溢水量、保有水による溢水量の合計からタービン建物（復水器を設置するエリア）の浸水量を算定する。なお、循環水ポンプの停止及び復水器水室出口弁の閉止までに生ずる浸水量については、インターロック（地震加速度大及びタービン建物の漏えい信号で作動）による循環水ポンプの停止及び復水器水室出口弁の閉止までに生じる溢水量を算出する。 取水槽循環水ポンプエリアでの循環水系配管については、基準地震動 S_s による地震力に対して、バウンダリ機能を保持する設計とすることから取水槽循環水ポンプエリアに津波は流入しない。 ⑤地震に起因する地下水の流入については、地震により地下水排水ポンプが停止することを想定し、建物周囲の水位が建物周辺の地下水位まで上昇するとして浸水量を評価する。 地下水位をタービン建物を設置する敷地の地表面(EL. +8.5m)と想定し、地震による建物外周部からの流入について、地震による残留ひび割れを考慮した評価を実施し、ひび割れの程度に応じた浸水量を仮定した場合においても、浸水防護重点化範囲に影響を与えないように浸水対策を実施する。 ⑥施工上生じ得る建物間の隙間部が地下階において津波及び溢水の流入経路となることを想定し、その隙間部に止水処置を実施する。 上記の地震による溢水の影響も含めた安全側の想定においては、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアは、地震起因の循環水系等の機器・配管の損傷箇所を介した津波が流入す	浸水防護重点化範囲の境界における対策（論点5） 地震による溢水の影響も含めた安全側の想定においては、タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）、取水槽海水ポンプエリア及び取水槽循環水ポンプエリアは、地震起因の循環水系等の機器・配管の損傷箇所を介した津波が流入する可能

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（32/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
		る可能性があるため，津波流入防止対策により津波 の流入を防止する必要がある。	性があるため，津波流入防止対策により津波の流入 を防止する必要がある。 このため，実施する津波流入防止対策が新規制基 準の要求事項に対して適合するものであるか確認 する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（33/54）

(5) 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能を有する施設への影響防止（海水ポンプ取水性）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～三（省略） 四 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響を防止すること。そのため、非常用海水冷却系については、基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持でき、かつ冷却に必要な海水が確保できる設計であること。また、基準津波による水位変動に伴う砂の移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保でき、かつ取水口からの砂の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 五（省略） 六 地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰り返しの襲来による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）を考慮すること。 七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.5.1 非常用海水冷却系の取水性 非常用海水冷却系の取水性については、次に示す方針を満足すること。 ・基準津波による水位の低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。 ・基準津波による水位の低下に対して冷却に必要な海水が確保できる設計であること。	【津波ガイド：確認内容】 4.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止 4.5.1 非常用海水冷却系の取水性 (1) 取水路の特性を考慮した海水ポンプ位置の評価水位が適切に算定されていることを確認する。確認のポイントは以下のとおり。 ① 取水路の特性に応じた手法が用いられていること。（開水路、閉管路の方程式） ② 取水路の管路の形状や材質、表面の状況に応じた摩擦損失が設定されていること。 (2) 前述（3.4(4)）のとおり地殻変動量を安全側に考慮して、水位低下に対する耐性（海水ポンプの仕様、取水口の仕様、取水路又は取水ピットの仕様等）について、以下を確認する。 ① 海水ポンプの設計用の取水可能水位が下降側評価水位を下回る等、水位低下に対して海水ポンプが機能保持できる設計方針であること。	引き波による水位低下時において非常用海水冷却系の海水ポンプの機能を保持できる設計とし、隣接している循環水ポンプを停止して引き波時の水位低下を抑制する運用とする。 具体的には、非常用海水冷却系の海水ポンプの取水性について、以下の方針とする。 (1) 非常用海水冷却系の海水ポンプ位置の評価水位の算定について、以下のとおりとする。 ① 基準津波による水位の低下に対して、非常用海水冷却系の海水ポンプ位置の評価水位を適切に算出するため、水路の特性を考慮して、開水路及び管路について非定常管路流の連続式及び運動方程式を用いて数値シミュレーションを実施する。 ② 取水口、取水管、取水路及び取水槽に至る経路をモデル化し、粗度係数及び貝の付着代を考慮するとともに、潮位のばらつきの加算による安全側に評価した値を用いる等、数値計算上の不確かさを考慮した評価を実施する。 (2) 水位低下に対する耐性（非常用海水冷却系の海水ポンプの仕様、取水口の仕様等）については、以下のとおりとする。 ① 基準津波による下降側水位は、大津波警報発令時に循環水ポンプを停止する運用を踏まえ、EL. -6.5mを評価水位とする。 評価水位は、非常用海水冷却系の海水ポンプの取	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（34/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	② 引き波時の水位が実際の取水可能水位を下回る場合には、下回っている時間において、海水ポンプの継続運転が可能な貯水量を十分確保できる取水路又は取水ピットの構造仕様、設計方針であること。 なお、取水路又は取水ピットが循環水系と非常系で併用される場合においては、循環水系運転継続等による取水量の喪失を防止できる措置が施される方針であること。	水可能水位 EL. -8.31m を上回ることから、機能保持できる。 ② 循環水ポンプと非常用海水冷却系の海水ポンプは隣接していることから、引き波時の水位低下を抑制するため、大津波警報発令時に循環水ポンプを停止する手順を整備する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（35/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積が適切に評価されていること。 基準津波に伴う取水口付近の漂流物が適切に評価されていること。 非常用海水冷却系については、次に示す方針を満足すること。 ・基準津波による水位変動に伴う海底の砂移動・堆積、陸上斜面崩壊による土砂移動・堆積及び漂流物に対して取水口及び取水路の通水性が確保できる設計であること。 ・基準津波による水位変動に伴う浮遊砂等の混入に対して海水ポンプが機能保持できる設計であること。	【津波ガイド：確認内容】 4.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認 (1) 基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、(3.2.1) の遡上解析結果における取水口付近の砂の堆積状況に基づき、砂の堆積高さが取水口下端に到達しないことを確認する。取水口下端に到達する場合は、取水口及び取水路が閉塞する可能性を安全側に検討し、閉塞しないことを確認する。「安全側」な検討とは、浮遊砂濃度を合理的な範囲で高めてパラメータスタディすることによって、取水口付近の堆積高さを高めに、また、取水路における堆積砂混入量、堆積量を大きめに算定すること等が考えられる。 (2) 混入した浮遊砂は、取水スクリーン等で除去することが困難なため、海水ポンプそのものが運転時の砂の混入に対して軸固着しにくい仕様であることを確認する。	具体的には、取水口付近の砂の移動及び堆積並びに取水口付近の漂流物の評価を踏まえ、非常用海水冷却系の海水ポンプの機能が保持できることについて、以下のとおり確認した。 (1) 基準津波による砂移動解析を実施した結果、取水口付近における砂の堆積が少ないことから、取水口は閉塞しない。 取水口呑口は海底面から 5.5m の高さを有する設計とする。また、取水槽の床面高さは EL. -9.8m であり、非常用海水冷却系の海水ポンプ吸込み下端から取水槽底面までは約 0.5m の距離がある。 これに対して、砂移動解析を実施した結果、基準津波による砂移動に伴う取水口付近における砂堆積厚さは水位上昇側において 0.02m（高橋他(1999)に基づく手法、浮遊砂上限濃度 1%）であり、砂の堆積によって、取水口が閉塞することはない。また、取水槽における砂堆積厚さは 0.001m 未満（高橋他(1999)に基づく手法、浮遊砂上限濃度 1%）であり、非常用海水冷却系の海水ポンプへの影響はなく機能は保持できる。 (2) 非常用海水冷却系の海水ポンプは砂が混入しても軸受が固着しにくい構造とする。具体的には、取水時に砂がポンプの軸受に混入したとしても、約 3.5 mm の異物逃がし溝から排出される構造とする。 一方で、発電所付近の調査地点の 50% 通過質量百分率粒径のうち、最も細かい粒径が 0.3mm で、粒径が大きい 2.0mm 以上の礫分は浮遊しにくいことから、大きな粒径の砂はほとんど混入せず、非常用海水冷却系の海水ポンプの取水機能は保持できる。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（36/54）

設置許可基準規則／解釈, 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物については、(3.2.1)の遡上解析結果における取水口付近を含む敷地前面及び遡上域の寄せ波及び引き波の方向、速度の変化を分析した上で、漂流物の可能性を検討し、漂流物により取水口が閉塞しない仕様の方針であること、又は閉塞防止措置を施す方針であることを確認する。 なお、取水スクリーンについては、異物の混入を防止する効果が期待できるが、津波時には破損して混	(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物について、以下のとおり非常用海水冷却系の海水ポンプの取水性に影響を与えないと評価した。 ア．津波の数値シミュレーションの結果を踏まえ、発電所敷地内及び発電所近傍半径 5km の範囲で漂流物となる可能性のある施設・設備等を調査して抽出する。 イ．上記ア．について、地震で倒壊する可能性のあるものは倒壊するものとみなして漂流物を抽出する。 ウ．地震に起因する敷地地盤の変状、標高変化等を保守的に考慮する。 エ．これらの結果、発電所敷地内で漂流物となる可能性があるものとして、津波が遡上する荷揚場にある鉄骨造建物、コンクリートウエイト等を抽出した。これらの設置位置、津波の流向及び取水口の設置位置を踏まえると、取水口に到達する可能性はない。また仮に到達するものがあつた場合でも、取水口呑口が十分に大きいことから取水口が閉塞することはなく、通水性は確保できる。なお、上記以外に発電所敷地内の荷揚場に停泊する燃料等輸送船等が挙げられるが、津波警報等発表時に緊急退避するため漂流物とならない。また、緊急退避できない場合には、荷揚場にある漂流物防止装置と位置付け設置する係船柱又は係船環に係留することから漂流物とならない。 オ．発電所敷地外で漂流する可能性があるものとして、家屋、工場等、発電所港湾近傍で航行不能となった漁船等を抽出しているが、津波の流向を踏まえると、取水口に到達する可能性はない。 カ．除じん装置は、基準津波の流速に対し、十分な	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（37/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	入防止が機能しないだけでなく、それ自体が漂流物となる可能性が有ることに留意する必要がある。	強度を有しているため、損傷することはない漂流物とはならないことから、取水性に影響を及ぼさないことを確認している。また、基準地震動 S_s による地震力に対して損傷し漂流物としない設計とすることから、取水性に影響を及ぼさない。 発電所の敷地の周辺には津波時に漂流物になり得る施設があることから、漂流物となる可能性のある施設・設備等を網羅的に把握するため、漂流物調査範囲を適切に設定する必要がある。	漂流物調査範囲の妥当性（論点 6） 発電所の敷地の周辺には津波時に漂流物になり得る施設があることから、漂流物となる可能性のある施設・設備等を網羅的に把握するため漂流物調査範囲を適切に設定する必要がある。このため、基準津波の特性を踏まえ、漂流物評価に係る漂流物調査範囲が適切であるか確認する。

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（38/54）

（6）津波監視

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できること。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できること。そのため、以下の方針によること。 ①上記の「津波防護施設」とは、防潮堤、盛土構造物及び防潮壁等をいう。上記の「浸水防止設備」とは、水密扉及び開口部・貫通部の浸水対策設備等をいう。また、上記の「津波監視設備」とは、敷地の潮位計及び取水ビット水位計、並びに津波の襲来状況を把握できる屋外監視カメラ等をいう。これら以外には、津波防護施設及び浸水防止設備への波力による影響を軽減する効果が期待される防波堤等の津波影響軽減施設・設備がある。 ②～④（省略） ⑤津波監視設備については、津波の影響（波力及び漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。 ⑥～⑧（省略） 六～七（省略）	【津波ガイド：確認内容】 4.6 津波監視 (1) 要求事項に適合する方針であることを確認する。また、設置の概要として、おおよその位置と監視設備の方式等について把握する。	津波監視について、敷地への津波の襲来を昼夜問わず中央制御室から監視できるカメラを設置すること、また、上昇側及び下降側の津波高さを中央制御室から計測できる取水槽水位計を設置することにより、敷地への津波の襲来を監視できる方針とする。 具体的には以下のとおりである。 (1) 津波監視設備として、排気筒 EL. +64.0m の位置に津波監視カメラを、取水槽床面 EL. +4.0m の位置に取水槽水位計を設置する。 津波監視カメラは、赤外線映像機能を有したカメラを用い、昼夜問わず監視できる設計、取水槽水位計は測定範囲（EL. -9.3m～EL. +10.7m）として上昇側（寄せ波）の津波高さ及び下降側（引き波）の津波高さを計測し、いずれも中央制御室から監視できる設計とする。 津波監視カメラは、地震発生後、津波が発生した場合に、その影響を俯瞰的に把握するため、津波及び漂流物の影響を受けない排気筒に設置する。 取水槽水位計は、漂流物の影響を受けない取水槽に設置する。 津波監視設備は、基準地震動 S_s による地震力に対して、機能を喪失しない設計とする。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（39/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 4.6 津波監視 敷地への津波の繰り返しの襲来を察知し、津波防護施設、浸水防止設備の機能を確実に確保するために、津波監視設備を設置すること。			

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（40/54）

4. 施設・設備の設計方針

(1) 津波防護施設

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できること。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できること。そのため、以下の方針によること。 ①～②（省略） ③津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。 ④～⑧（省略） 六 地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰り返しの襲来による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）を考慮すること。 七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計 津波防護施設については、その構造に応じ、波力に	【津波ガイド：確認内容】 5. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件 5.1 津波防護施設の設計 (1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、施設の寸法、構造、強度及び支持性能（地盤強度、地盤安定性）が要求事項に適合するものであることを確認する。	津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が概ね弾性域内に収まることを基本とする。 具体的には以下のとおりである。 (1) 津波防護施設（防波壁、防波壁通路防波扉、1 号放水連絡通路防波扉及び 1 号炉取水槽流路縮小工）は、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安全性を評価し、越流時の耐性にも配慮したうえで、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計する。 防波壁、防波壁通路防波扉及び 1 号放水連絡通路防波扉について、以下のとおり、設計及び運用する方針とする。 a. 防波壁の構造形式は、鉄筋コンクリート壁であり、多重鋼管杭式擁壁、鋼管杭式逆 T 擁壁及び波返重力擁壁の 3 種類を設置する。 b. 防波壁、防波壁通路防波扉及び 1 号放水連絡通路防波扉においては、十分な支持性能を有する岩盤又は改良地盤に設置するとともに、基準地震動による地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。 津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該構造物	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（41/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
よる侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。	(2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。 ① 荷重組合せ a) 余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ：常時＋ 津波、常時＋ 津波＋ 地震（余震）	全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が概ね弾性域内に収まることを基本とする。 c. 主要な構造体の境界部には、想定される荷重及び相対変位を考慮し、止水目地等を設置し、止水処置を講じる設計とする。 このため、防波壁の止水目地部等について、地震時の挙動を踏まえ、止水構造の成立性を確認する。 d. 防波壁通路防波扉及び 1 号放水連絡通路防波扉については、原則閉運用とするが、開放後の確実な閉操作、中央制御室における閉止状態の確認、閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作の手順を整備する。 1 号炉取水槽流路縮小工について、以下のとおり設計及び運用する方針とする。 a. 1 号炉取水路を遡上する津波に対して、1 号炉取水槽から敷地への津波の到達、流入を防止するため、流路縮小工を設置する。 b. 流路縮小工は、津波荷重や地震荷重に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。 (2) 防波壁、防波壁通路防波扉、1 号放水連絡通路防波扉及び 1 号炉取水槽流路縮小工に作用する荷重の組合せは、漂流物による荷重、余震による荷重、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重）と入力津波の荷重を適切に組み合わせる。また、許容限界は、地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用に対して津波防護機能が維持できるよう設定する。 ①防波壁、防波壁通路防波扉及び 1 号放水連絡通路防波扉の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重、余震荷重及び漂流物衝突荷重を適切に組み合わせた条件で評価を行う。	防波壁の構造成立性（論点 3） 3-3 防波壁の止水目地部等において、止水機能を確認する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（42/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	② 荷重の設定 a) 津波による荷重（波圧、衝撃力）の設定に関して、考慮する知見（例えば、国交省の暫定指針等）及びそれらの適用性。 b) 余震による荷重として、サイト特性（余震の震源、ハザード）が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。 c) 地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。	・常時荷重＋地震荷重 ・常時荷重＋津波荷重 ・常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 ・常時荷重＋津波荷重＋漂流物衝突荷重 また、設計に当たっては、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重）について、設備の設置状況、構造（形状）等の条件を含めて適切に組合せを考慮する。なお、「常時荷重＋津波荷重＋余震荷重」については、防波壁のうち、「海域活断層から想定される地震による津波」が到達する部位に対して個別に評価を実施する。 1 号炉取水槽流路縮小工の設計においては、以下のとおり、常時荷重、地震荷重、津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせた条件で評価を行う。 ・常時荷重＋地震荷重 ・常時荷重＋津波荷重 ・常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 なお、1 号炉取水槽流路縮小工の設置位置に漂流物は想定されないことから、漂流物衝突荷重は考慮しない。 ②防波壁、防波壁通路防波扉及び 1 号放水連絡通路防波扉の設計において考慮する荷重は、以下のよう に設定する。 常時荷重：自重等を考慮する。 地震荷重：基準地震動 Ss を考慮する。 津波荷重：津波による水位上昇や、津波の繰返し襲来を想定し、躯体に作用する津波荷重を考慮する。 漂流物衝突荷重：対象とする漂流物を定義し、漂流物の衝突力を漂流物衝突荷重として設定する。具体的には、施設の設置箇所に応じて 10t 又は 19t の漂	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（43/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	③ 許容限界 a) 津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。（なお、機能損傷に至った場合、補修にある程度の期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。）	流体が衝突することを考慮する。「道路橋示方書（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）・同解説（平成 14 年）」を参考とした衝突荷重を示すが、その他の算定式の適用性についても検討し、漂流物衝突荷重が安全側の設定となるように考慮する。【審査中】 余震荷重：余震による地震動として弾性設計用地震動 S d－D を余震荷重として設定する。 1 号炉取水槽流路縮小工の設計において考慮する荷重は、以下のように設定する。 常時荷重：自重等を考慮する。 地震荷重：基準地震動 S s を考慮する。 津波荷重：津波による水位上昇や、津波の繰返し襲来を想定し、躯体に作用する津波荷重を考慮する。 余震荷重：余震による地震動として弾性設計用地震動 S d－D を余震荷重として設定する。 なお、敷地内には液状化検討対象層があるため、液状化の有無を確認する必要がある。このため、有効応力解析により、地震時の液状化影響の評価を行う。 ③ 防波壁，防波壁通路防波扉及び 1 号放水連絡通路防波扉の津波防護機能に対する機能保持限界として、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、構成する部材が概ね弾性域内に収まることを基本とする。なお、防波壁通路防波扉及び 1 号放水連絡通路防波扉の止水性能については止水性確認試験で確認する。	地盤の液状化影響（論点 4） 3-2 敷地内には液状化検討対象層があるため、液状化の有無を確認する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（44/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
		1 号炉取水槽流路縮小工の津波防護機能に対する機能保持限界として，地震後，津波後の再使用性及び津波の繰返し作用を想定し，当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう，構成する部材が概ね弾性域内に収まることを基本として津波防護機能を保持する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（45/54）

（2）浸水防止設備

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できること。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できること。そのため、以下の方針によること。 ①～③（省略） ④浸水防止設備については、浸水想定範囲等における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計すること。 ⑤～⑧（省略） 六 地震による敷地の隆起・沈降、地震（本震及び余震）による影響、津波の繰り返しの襲来による影響及び津波による二次的な影響（洗掘、砂移動及び漂流物等）を考慮すること。 七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 5.2 浸水防止設備の設計 浸水防止設備については、浸水想定範囲における浸水時及び冠水後の波圧等に対する耐性等を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対して	【津波ガイド：確認内容】 5.2 浸水防止設備の設計 (1) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、設備の寸法、構造、強度等が要求事項に適合することであることを確認する。 (2) 浸水防止設備のうち水密扉等、後段規制において強度の確認を要する設備については、設計方針の確認に加え、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計がなされることの見通しを得るため、津波防護施設と同様に、荷重組合せ、荷重の設定及び許容限界（当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有し、かつ浸水防止機能を保持すること）の項目についての考え方を確認する。	浸水防止設備（屋外排水路逆止弁、除じん機エリア防水壁、除じん機エリア水密扉、復水器エリア防水壁、復水器エリア水密扉、床ドレン逆止弁、隔離弁、ポンプ及び配管並びに貫通部止水処置）については、基準地震動による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、越流時の耐性にも配慮したうえで、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう設計する。なお、浸水防護重点化範囲内に設置する海域に接続する低耐震クラスのポンプ及び配管のうち、破損した場合に津波の流入経路となるポンプ及び配管については、基準地震動 Ss による地震力に対してバウンダリ機能を保持する設計とする。 具体的には、以下のとおりである。 (1) 浸水防止設備（屋外排水路逆止弁、除じん機エリア防水壁、除じん機エリア水密扉、復水器エリア防水壁、復水器エリア水密扉、床ドレン逆止弁、隔離弁、ポンプ及び配管並びに貫通部止水処置）について、浸水時の荷重等に対する耐性を評価し、浸水防止機能が維持できるよう設計する。 (2) 浸水防止設備に作用する荷重の組合せは、漂流物による荷重、余震による荷重、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重）と入力津波の荷重を適切に組み合わせる。許容限界は、地震後、津波後の再使用性や津波の繰返し作用に対して浸水防止機能が維持できるよう設定する。また、浸水防止設備のうち水密扉は、確実に閉止できる手順を整備する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（46/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
浸水防止機能が十分に保持できるよう設計すること。	(3) 浸水防止設備のうち床・壁貫通部の止水対策等、後段規制において仕様（施工方法を含む）の確認を要する設備については、荷重の設定と荷重に対する性能確保についての方針を確認する。	屋外排水路逆止弁、除じん機エリア防水壁、除じん機エリア水密扉、復水器エリア防水壁、復水器エリア水密扉及び床ドレン逆止弁における許容限界は、当該構造物全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、各設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とする。 また、隔離弁、ポンプ及び配管については、地震荷重に対しては、浸水防止機能に対する機能保持限界として、地震後の再使用性を考慮し、塑性ひずみが生じる場合であってもその量が小さなレベルに留まることを基本とし、浸水防止機能を保持していることを確認する。 津波荷重（余震荷重含む）に対しては、浸水防止機能に対する機能保持限界として、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の面も踏まえることにより、当該設備全体の変形能力に対して十分な余裕を有するよう、各施設・設備を構成する材料が弾性域内に収まることを基本とし、浸水防止機能を保持していることを確認する。なお、止水性能については耐圧・漏水試験で確認する。 (3) 貫通部止水処置については、地震後、津波後の再使用性や、津波の繰返し作用を想定し、止水性の維持を考慮して、貫通部止水処置が健全性を維持することとする。 貫通部止水処置は、充てん構造及びブーツ構造に大別され、これらの貫通部止水処置は、津波荷重や地震荷重等に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（47/54）

（3）津波監視設備

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記 3 3 第 5 条第 1 項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できること。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できること。そのため、以下の方針によること。 ①～④（省略） ⑤津波監視設備については、津波の影響（波力及び漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置及び影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。 ⑥～⑧（省略） 六～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 5.3 津波監視設備の設計 津波監視設備については、津波の影響（波力、漂流物の衝突等）に対して、影響を受けにくい位置への設置、影響の防止策・緩和策等を検討し、入力津波に対して津波監視機能が十分に保持できるよう設計すること。	【津波ガイド：確認内容】 5.3 津波監視設備の設計 (1) (3.2.1)の遡上解析結果に基づき、津波影響を受けにくい位置、及び津波影響を受けにくい建屋・区画・囲い等の内部に設置されることを確認する。 (2) 要求事項に適合する設計方針であることを確認する。なお、後段規制（工事計画認可）においては、設備の位置、構造（耐水性を含む）、地震荷重・風荷重との組合せを考慮した強度等が要求事項に適合するものであることを確認する。	津波監視設備の設計について、津波の影響を受けにくい位置に設置するとともに、設備に作用する荷重を適切に組み合わせる。 具体的には、以下のとおりである。 (1) 津波監視カメラ、取水槽水位計について、入力津波に対して波力及び漂流物の影響を受けにくい位置に設置し、津波監視機能を維持できる設計とする。 (2) また、余震による荷重、その他自然現象による荷重（風荷重、積雪荷重）と入力津波の荷重の組合せを考慮する。 津波監視カメラは、津波の影響を受けない場所に設置するため、津波荷重の考慮は不要であり、常時荷重＋余震荷重の組合せは、以下の組合せに包絡されるため、これらを適切に組み合わせ設計を行う。 ・常時荷重＋地震荷重 また、設計に当たっては、自然現象との組合せを適切に考慮する。 固定荷重：自重等を考慮する。 地震荷重：基準地震動 S_s による地震力を考慮する。 積雪荷重：屋外に設置される津波カメラ設置用架台及び電線管に対しては、堆積量 35cm を考慮する。 風荷重：基準風速 30m/s 相当の風荷重を受けた場合においても、津波監視カメラ設置用架台及び電線管は継続監視可能であることを確認する。 なお、降雨に対しては、津波監視カメラは防水性	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（48/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
		能 IP66（あらゆる方向からのノズルによる強力なジェット噴流水によっても有害な影響を及ぼしてはならない）に適合する設計とする。 取水槽水位計の設計においては，以下のとおり，常時荷重，地震荷重，津波荷重及び余震荷重を適切に組み合わせて設計を行う。 ・常時荷重＋地震荷重 ・常時荷重＋津波荷重 ・常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 なお，取水槽水位計は，取水槽に設置するものであり，取水口，取水路への漂流物は想定されないため，漂流物による荷重は考慮しない。 固定荷重：自重等を考慮する。 地震荷重：基準地震動 S_s による地震力を考慮する。 津波荷重：潮位のばらつきを考慮した取水槽における入力津波高さ $EL. + 10.6m$ に、参照する裕度である $+0.64m$ を含めても，保守的な値である津波荷重水位 $EL. + 11.3m$（許容津波高さ）を考慮する。 余震荷重：余震による地震動として弾性設計用地震動 $S_d - D$ を余震荷重として設定する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（49/54）

（4）施設、設備等の設計又は評価に係る検討事項

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
解釈別記3 3 第5条第1項の「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、基準津波に対する設計基準対象施設の設計に当たっては、以下の方針によること。 一～四（省略） 五 津波防護施設及び浸水防止設備については、入力津波（施設の津波に対する設計を行うために、津波の伝播特性及び浸水経路等を考慮して、それぞれの施設に対して設定するものをいう。以下同じ。）に対して津波防護機能及び浸水防止機能が保持できること。また、津波監視設備については、入力津波に対して津波監視機能が保持できること。そのため、以下の方針によること。 ①～⑤（省略） ⑥津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物及び設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響の防止措置を施すこと。 ⑦上記③、④及び⑥の設計等においては、耐津波設計上の十分な裕度を含めるため、各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力及び浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。また、余震の発生の可能性を検討した上で、必要に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。さらに、入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰り返し襲来による作用が津波防護機能及び浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。 ⑧津波防護施設及び浸水防止設備の設計に当たつ	【津波ガイド：確認内容】 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項 5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項 (1)津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮のそれぞれについて、要求事項に適合する方針であることを確認する。以下に具体的な方針を例示する。 ① 津波荷重の設定については、以下の不確かさを考慮する方針であること。 a)入力津波が有する数値計算上の不確かさ b)各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不確かさ(上記b)の不確かさの考慮に当たっては、例えば抽出した不確かさの要因によるパラメータスタディ等により、荷重設置に考慮する余裕の程度を検討する方針であること。	津波荷重の設定において不確かさを考慮すること、余震による荷重を適切に組み合わせること、津波の繰り返し作用を検討すること等により、十分な余裕を考慮して津波防護施設及び浸水防止設備を設計する。 具体的には以下のとおりである。 (1)津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮について、以下の方針とする。 ①津波防護施設及び浸水防止設備の設計について、以下の方針とする。また、津波による荷重の設定において、津波の数値シミュレーションに含まれる不確かさ等を考慮する方針とする。 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定する。 各施設・設備の設計及び評価に使用する津波荷重の設定については、入力津波が有する数値計算上の不確かさ及び各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不確かさを考慮する。 入力津波が有する数値計算上の不確かさの考慮に当たっては、各施設・設備の設置位置で算定された津波の高さを安全側に評価して入力津波を設定することで、不確かさを考慮する。 各施設・設備の機能損傷モードに対応した荷重の算定過程に介入する不確かさの考慮に当たっては、入力津波の荷重因子である浸水高、速度、津波波力等を安全側に評価することで、不確かさを考慮し、荷重設定に考慮している余裕の程度を検討する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（50/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
て、津波影響軽減施設・設備の効果を考慮する場合は、このような施設・設備についても、入力津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計するとともに、上記⑥及び⑦を満たすこと。六～七（省略） 【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 5.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項 5.4.1 津波防護施設、浸水防止設備等の設計における検討事項 津波防護施設、浸水防止設備の設計及び漂流物に係る措置に当たっては、次に示す方針（津波荷重の設定、余震荷重の考慮、津波の繰り返し作用の考慮）を満足すること。 ・各施設・設備等の機能損傷モードに対応した荷重（浸水高、波力・波圧、洗掘力、浮力等）について、入力津波から十分な余裕を考慮して設定すること。 ・サイトの地学的背景を踏まえ、余震の発生の可能性を検討すること。 ・余震発生の可能性に応じて余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮すること。 ・入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰返しの影響による作用が津波防護機能、浸水防止機能へ及ぼす影響について検討すること。	② 余震荷重の考慮については、基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある余震（地震）について、そのハザードを評価するとともに、基準津波の継続時間のうち最大水位変化を生起する時間帯において発生する余震レベルを検討する方針であること。また、当該余震レベルによる地震荷重と基準津波による荷重は、これらの発生確率の推定に幅があることを考慮して安全側に組み合わせる方針であること。 ③ 津波の繰返し作用の考慮については、各施設・設備の入力津波に対する許容限界が当該構造物全体の変形能力（終局耐力時の変形）に対して十分な余裕を有し、かつ津波防護機能・浸水防止機能を保持するとして設定されていれば、津波の繰返し作用による直接的な影響は無いものとみなせるが、漏水、二次的影響（砂移動、漂流物等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた、安全性を有する検討方針であること。	津波波力の算定においては、津波波力算定式等、幅広く知見を踏まえて、十分な余裕を考慮する。 漂流物の衝突による荷重の評価に際しては、津波の流速による衝突速度の設定における不確実性を考慮し、流速について十分な余裕を考慮する。 ② 基準津波と余震とが重なる可能性を検討し、余震による荷重と入力津波による荷重との組合せを考慮する。余震による荷重については、基準津波の最大水位が発生する時間帯に起きる余震に対して、余震としてのハザードを考慮した安全側の評価として、全ての周期を包絡する地震動を弾性設計用地震動の中から設定する。 ③ 入力津波の時刻歴波形に基づき、津波の繰返しの作用が津波防護機能及び浸水防止機能へ及ぼす影響について検討する。 津波の繰返し作用の考慮については、漏水、二次的影響（砂移動等）による累積的な作用又は経時的な変化が考えられる場合は、時刻歴波形に基づいた安全性を有する検討を行う。 具体的には、以下のとおりである。 ・基準津波に伴う取水口付近の砂の移動・堆積については、基準津波に伴う砂移動の数値シミュレーションにおいて、津波の繰返しの襲来を考慮する。 ・基準津波に伴う取水口付近を含む敷地前面及び敷地近傍の寄せ波及び引き波の方向を分析したうえで、取水口を閉塞するような漂流物の可能性を検討する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（51/54）

設置許可基準規則／解釈, 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
		防波壁の設計に用いる津波荷重については、入力津波から得られる荷重に対して、不確かさについても考慮して設定する。また、余震を定義し余震荷重を設定する。そのうえで、常時荷重、地震時荷重、津波荷重、余震荷重及び漂流物衝突荷重を適切に組み合わせた設計を行う。 ・ 常時荷重＋地震荷重 ・ 常時荷重＋津波荷重 ・ 常時荷重＋津波荷重＋余震荷重 ・ 常時荷重＋津波荷重＋漂流物衝突荷重 上記の設定に当たっては、自然荷重との組合せの妥当性を確認する。 また、敷地に液状化検討対象層があるため、防波壁基礎（鋼管杭等）に作用する側方流動等の可能性を確認する。 許容限界については、防波壁の変形能力に対して十分な余裕を有することを確認する。	防波壁の構造成立性（論点 3） 3-4 基準津波による遡上波の水位が高いため、防波壁の構造設計に当たっては、津波荷重、荷重の組合せ、許容限界を適切に設定する必要がある。

新規制基準への適合のための対応状況（第5条：津波による損傷の防止）（52/54）

設置許可基準規則／解釈、 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 5.4.2 漂流物による波及的影響の検討 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。 上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設・設備への影響防止措置を施すこと。	【津波ガイド：確認内容】 5.4.2 漂流物による波及的影響の検討 (1) 漂流物による波及的影響の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。 (2) 設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の例のような具体的な方針を確認する。 ① 敷地周辺の遡上解析結果等を踏まえて、敷地周辺の陸域の建物・構築物及び海域の設置物等を網羅的に調査した上で、敷地への津波の襲来経路及び遡上経路並びに津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において発生する可能性のある漂流物を特定する方針である こと。なお、漂流物の特定に当たっては、地震による損傷が漂流物の発生可能性を高めることを考慮する方針であること。	漂流物による波及的影響について、荷重の組合せを考慮して津波防護施設及び浸水防止設備が漂流物による波及的影響を受けないよう設計する。 また、本発電所港湾内に停泊する燃料等輸送船等については、津波襲来時に退避する手順を整備して的確に実施すること等により、漂流物としない。 具体的には、以下のとおりである。 (1) 津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物・構築物、設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性がある場合には、津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止措置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響の防止措置を施す設計とする。 (2) 入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計とする。具体的には以下のとおりである。 ① 防波壁、防波壁通路防波扉及び1号放水連絡通路防波扉においては、2.5節における「2.5.2 津波の二次的な影響による非常用海水冷却系の機能保持確認」の「(3) 基準津波に伴う取水口付近の漂流物に対する通水性確保」において検討した漂流物のうち、施設の設置箇所に応じて10t又は19tの船舶による荷重と入力津波による荷重の組合せを考慮することで、津波防護施設及び浸水防止設備が入力津波による波力及び漂流物の衝突力に対して十分耐える構造として設計する。【審査中】 また、燃料等輸送船等の港湾内に停泊する船舶については、津波警報等が発表された場合において、	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（53/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査カイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
	② 漂流防止装置、影響防止装置は、津波による波力、漂流物の衝突による荷重との組合せを適切に考慮して設計する方針であること。	荷役作業等を中断し、陸側作業員及び輸送物を退避させるとともに、緊急離岸する船側との退避状況に関する情報連絡を行う手順等を整備し、緊急離岸を的確に実施することにより、漂流物にならない。 なお、緊急退避できない場合には、荷揚場に係留することから、漂流物にならない。 ② 輪谷湾の荷揚場に係留された燃料等輸送船が漂流した場合は、取水口に到達する可能性が否定できないことから、係留索を固定する係船柱及び係船環を漂流防止装置として設計する。	

新規制基準への適合のための対応状況（第 5 条：津波による損傷の防止）（54/54）

設置許可基準規則／解釈， 基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの要求事項	基準津波及び耐津波設計方針に係る 審査ガイドの確認内容	適合のための対応状況	適合のための確認事項
【津波ガイド：規制基準における要求事項等】 5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い 津波防護施設・設備の設計において津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合、津波影響軽減施設・設備は、基準津波に対して津波による影響の軽減機能が保持されるよう設計すること。 津波影響軽減施設・設備は、次に示す事項を考慮すること。 ・地震が津波影響軽減機能に及ぼす影響 ・漂流物による波及的影響 ・機能損傷モードに対応した荷重について十分な余裕を考慮した設定 ・余震による荷重と地震による荷重の荷重組合せ ・津波の繰り返し襲来による作用が津波影響軽減機能に及ぼす影響	【津波ガイド：確認内容】 5.4.3 津波影響軽減施設・設備の扱い (1) 津波影響軽減施設・設備の効果を期待する場合における当該施設・設備の検討方針が、要求事項に適合する方針であることを確認する。	津波影響軽減施設は設置しない。	